

東北電力及び四国電力の家庭用電気料金値上げ認可申請に関するチェックポイントへの回答（案）

資源エネルギー庁
平成 25 年 7 月 24 日

【人件費等について】

[給与等]

- ① 役員報酬（一人当たり）、社員年収（一人当たり）について、それぞれの立場に応じて、地域特性等の事情も踏まえて削減されているか。また、最大限の効率化が求められる状況下で、出向者を除いた従業員数や販売電力量等を勘案しつつ、適正な役員数であることを明確かつ合理的に説明しているか。
- 特に、役員報酬（一人当たり）については、国家公務員の指定職職員の給与の水準を参考に減額しているか。
- また、一人当たりの給与手当水準の算定について、対象とした公益企業業種の選択理由を明確かつ合理的に説明しているか。
- ② 役員報酬及び社員給与の水準の算出・比較に関し、補正（地域、年齢、勤続年数等）方法の選択は合理的なものとなっているか。さらに、その補正方法に特定の統計調査・計算方法を用いた理由を明確かつ合理的に説明しているか。

【役員報酬】

- 東北電力は、平成23年11月から年収の最大20%、24年12月からは年収の最大40%を自主返上し、減額後の水準（役員一人当たり2,700万円）を、四国電力は、平成24年3月から年収の1割程度、同年7月から年収の2割程度、平成25年2月からは年収の3割程度の減額を実施した上で、減額後の水準（役員一人当たり2,800万円）を役員報酬として原価に算入している。
- また、原価対象の役員については、平成20年の料金改定時に比べて東北電力は増減なし、四国電力は2名減となっている。
- 役員報酬について、東北電力は「人事院『平成24年民間企業における役員報酬（給与）調査の概要』における『1,000人以上3,000人未満の企業の平均値』（3,200万円）を下回る水準となっている」とのことであり、四国電力は「役員一人当たりは、人事院『平成24年民間企業における役員報酬（給与）調査の概要』における『1,000人以上3,000人未満の企業の平均値』（3,200万円）を下回る水準となっており、社内役員一人当たり（3,300万円）で見ても、上記平均値とほぼ同水準であり、『3,000人以上の企業の平均値』（4,500万円）と比較すると1千万円以上下回る」とのことである。
- また、役員数について、東北電力は「役員数については、平成20年料金改定時と同数であり、販売電力量あたりの役員数（2.6人/百億kWh）で見ても電力会社平均（5.6人/百億kWh）を下回る水準」とのことであり、四国電力は「必ずしも会社の規模（従業員数、販売電力量など）に比例するものではないと考えており、当社の役員体制は、機能およびガバナンスの両面からみて、副社長以下の社内取締役の担務に重複なく、責任の所在が明確であることから、適正であると認識している」とのことである。

- 電気料金審査専門小委員会の査定方針案(以下、「査定方針案」という。)において、役員報酬については「審査要領において、基準賃金及び賞与等と同様の考え方を適用することが定められているが、賃金構造基本統計調査のような基本となる統計が必ずしも存在しない。人事院による「民間企業における役員報酬（給与）調査」における調査結果を勘案して、国家公務員のトップである事務次官の給与水準が設定されていることを踏まえると、電力会社の社内役員の報酬についても国家公務員の指定職の給与水準と同レベルとすることが適当である。東北電力の社外役員の報酬は、平成23年度の10社平均や関西電力及び九州電力の査定額を上回っており、これらの水準と同レベルとすることが適当である」とし、役員数については、「東北電力は平成20年改定と同数の21名の役員数である。東北電力は、東日本大震災以降に発生した特命事項を担当する役員を置くなど、火力・原子力の分野に比較的多くの役員を配置しているが、緊急設置電源が除却される27年度以降にはこれら役員の業務も減少すると考えられることから27年度について2名分の役員報酬を料金原価上認めることは適当ではない。四国電力は平成20年改定より2名の役員を減員している」としている。

【従業員一人あたりの年間給与水準】

- 従業員一人あたりの年間給与水準について、賃金構造基本統計調査における従業員1,000人以上企業の正社員給与の平均値と同調査における公益企業5業種（ガス、水道、鉄道、通信、航空）のそれぞれの平均給与に、東北電力は勤続年数、勤務地域を補正した上で、四国電力は年齢、勤続年数、勤務地域を補正した上で、これらを単純平均して算出している。また、勤務地域の補正方法について、東北電力は人事院資料の「地域別の民間給与との較差（平成24年）」で示されている北海道・東北および関東甲信越地域民間給与の全国比を用い、四国電力は中国・四国地域民間給与の全国比を用いて、それぞれ補正している。この結果、原価に算入された従業員一人あたりの年間給与水準は、東北電力が642万円（現行水準からのカット率は23%）、四国電力が645万円（同16%）となっている。
- 公益企業業種の選択理由について、東北電力は「通信および航空は、電気事業と同様の消費者物価指数の公共料金の中に含まれている。また、東京電力の査定においては、電気事業と類似した公益事業とされた5業種（ガス、水道、鉄道、通信、航空）に基づき算定されており、当社もそれに従い算定したもの」とのことであり、四国電力は「東京電力の査定方針で示されたガス、水道、鉄道、通信、航空の5業種としている」とのことである。
- 勤務地域の補正について、東北電力は「賃金の地域差を示す合理的な統計として、『賃金構造基本統計調査』や人事院資料『地域別の民間給与との較差』があるが、『賃金構造基本統計調査』の都道府県値は、都市と地方における本社・支店機能の違いや、これに付随した正社員比率や職種の違いなども反映されることから、同種・同等比較の原則を踏まえ、人事院資料『地域別の民間給与との較差』を使用している。なお、国家公務員給与には民間給与の地域間格差に基づいた「地域手当」が支給されているが、この妥当性を検証するために、人事院資料「地域別の民間給与との較差」が用いられていることから、人事院資料「地域別の民間給与との較差」を人件費の地域補正に用いることには一定の合理性があるものと考え」とのことであり、四国電力は『賃金構造基本統計調査』の都道府県別の年収データは、非正規労働者や異なる職種が含まれており、適正な地域間の年収格差を反映できないことから、同一雇用形態・職種の地域別給与を公表している人事院勧告のデータを使用している」とのことである。

○ 査定方針案においては、以下のとおりとしている。

① 給与水準の査定の基本的な考え方

- ・一般電気事業者が競争市場にある企業と異なり地域独占の下で競争リスクがないことを勘案し、一般的な企業の平均値を基本とする。
- ・他方、電気事業は、事業規模が極めて大きいことから、小規模・零細企業の平均値を基本とすることは、現実にそぐわない面があることや、公益事業としての側面を考慮し、同種同等の観点から規模や事業内容の類似性を持つ企業との比較も加味するとともに、地域間の賃金水準の差を考慮する。
- ・なお、実際に従業員に支給される給与の水準は労使間の交渉により決定されるものである。
- ・また、どのような賃金体系を採用するかについても、従業員のモチベーションの維持・向上を図る責務を持つ事業者の自主性に委ねられるべきものである。

② 一般的な企業の平均値

- ・様々な企業を対象とした賃金構造基本統計調査における従業員1,000人以上企業の常用労働者（正社員）の賃金の平均値（平成24年調査：594万円）とすることが適当である。

③ 類似の公益企業との比較

- ・公益企業の対象業種は、大規模なネットワークを有するという事業の類似性や、料金規制及び競争実態を勘案し、ガス・水道・鉄道の3業種とすることが適当である。その際、これら企業との同種同等比較を行う観点から、年齢、勤続年数、学歴について申請会社との相違を補正すべきである。
- ・その上で、これら3業種それぞれの水準との比較を行う観点から、3業種の単純平均（※）を算出し、これと上記の一般的な企業の平均値との単純平均とすることが妥当である。・その上で、これら3業種それぞれの水準との比較を行う観点から、3業種の単純平均（※）を算出し、これと上記の一般的な企業の平均値との単純平均とすることが妥当である。

※賃金構造基本統計調査におけるガス、水道、鉄道の人員数は、これらの中で鉄道のウエイトが8割を超えており、加重平均を行うことは各業種との比較を行う視点では適当ではないと考えられる。

④ 地域補正

- ・東北電力は人事院資料の「地域別の民間給与との較差（平成24年）」のうち、北海道・東北と関東甲信越地域の民間給与をこれらの地域に勤務する従業員数で加重平均した値の全国比（0.96）を用いて補正を行っている。
- ・四国電力は人事院資料の「地域別の民間給与との較差（平成24年）」のうち、中国・四国地域の民間給与の全国比（係数0.963）を用いて補正を行っている。
- ・購買力の元となる給与水準の決定には、地域の物価水準が大きな影響を与えられと考えられるが、両電力会社の申請方式と消費者物価指数を見比べたところ、それぞれの間に大きな乖離が見られず、かつ、両社の申請の水準は消費者物価指数で補正した場合と比較して低い水準となっていることから、それぞれの補正方式については妥当なものと考えられる。

⑤ その他

- ・四国電力のシニア社員のうち短時間勤務形態者の給与水準は、その勤務時間を勘案して年間給与水準を圧縮することが妥当である。
- ・両社共に、顧問・相談役の人件費は原価算入されていない。

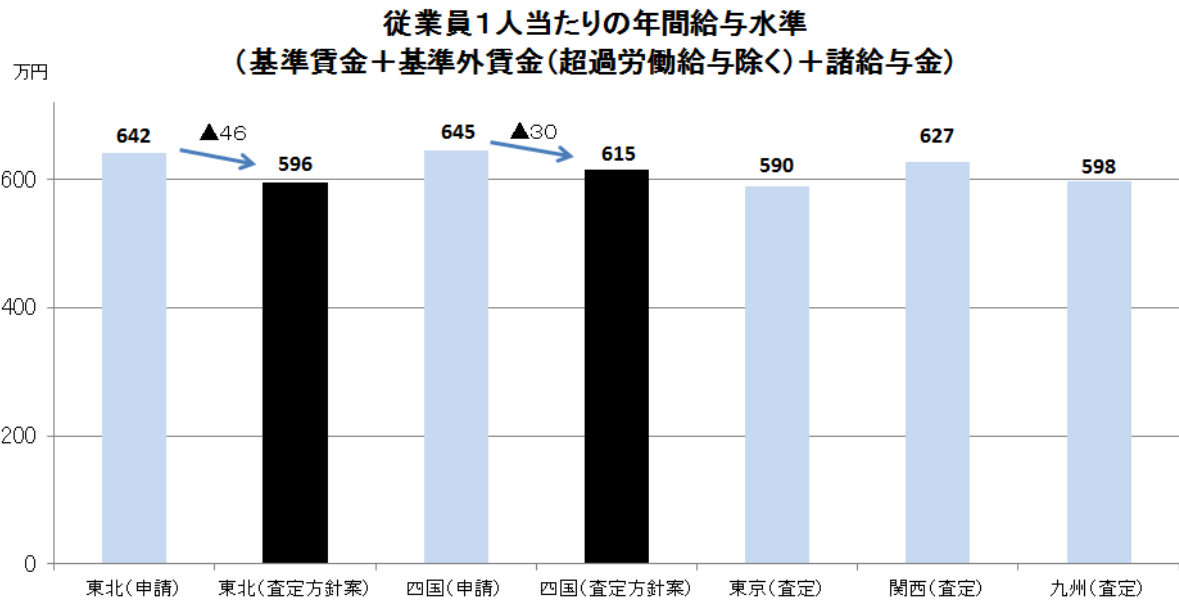
<地域補正の係数>

	東北	四国
申請ベースの補正係数	96.0	96.3
消費者物価指数地域差指数	99.0	97.2

※消費者物価指数の全国平均に対する地方指数は、平成22年以降の集約が行われていないため、平成21年の指数(総務省調査)をベースに、公表されている消費者物価指数の伸び率を反映し、平成24年の地域差指数を算定。

<賃金構造基本統計調査の常用労働者1,000人以上企業の統計値>

		全産業 (正社員)	電気	ガス	水道	鉄道	通信	航空
年間給与 万円	H23	592	677	644	618	592	606	663
	H24	594	657	672	577	586	590	717
労働者数 千人	H23	515,859	11,201	1,768	4,180	13,411	3,605	1,611
	H24	650,086	12,508	1,584	2,997	18,881	6,438	2,143



(査定方針案該当箇所：P16、P18～P20)

[厚生費等]

③ 厚生費等は、必要最低限の額が計上されているか。

○ 法定厚生費：健康保険料の事業主負担について、申請内容（東北電力：56%、四国電力：56%）を下回る、50%を目指した可能な限りの削減をしているか。

○ 健康保険料の事業主負担割合について、東北電力は現行の65%から56%に、四国電力は現行64%から56%までに削減した上で、原価に算入している。

○ 査定方針案においては、「健康保険料の事業主負担割合については、健康保険組合の現勢（平成24年3月末現在）によれば、単一・連合の計の負担割合は55%となっているが、近年における単一・連合及び類似の公益企業の低減傾向を踏まえ、原価算定期間（平成25年度～27年度）内は年々引き下げて、27年度末には53%台の負担割合とすべきである」としている。

（査定方針案該当箇所：P25）

○ 一般厚生費：

- ・厚生施設費・文化体育費の削減が行われているか。行われていない場合には、その理由を明確かつ合理的に説明しているか。
- ・カフェテリアについて、余暇・レジャー等の支出の廃止・縮減が行われているか。行われていない場合には、その理由を明確かつ合理的に説明しているか。
- ・その他各種奨励金・拠出金等（例えば、自社株の取得を目的とするもの等）について、廃止・縮減が行われているか。行われていない場合には、その理由を明確かつ合理的に説明しているか。

○ 一般厚生費について、東北電力は宿泊施設・体育施設の廃止、文化体育費の削減により、従業員一人あたり31.1万円を、四国電力は保養所のカット、文化体育費の全額カットなどにより、従業員一人あたり30.7万円を原価に算入している。

○ カフェテリアについて、東北電力は「宿泊施設や体育施設をすべて廃止しており、従業員の余暇増健として利用できる福利厚生施策はカフェテリアプランのみとなっている。このカフェテリアプランについても、平成24年4月実施の見直しにより、付与ポイントを8万ポイントから4万ポイントに削減している」とのことであり、四国電力は「カフェテリアプランは、選択メニュー方式の福利厚生制度であり、複数施策を集約/一元管理することによるコスト削減効果や、ライフスタイルの多様化に応じた施策運営の効率化に寄与するものとして、当社では福利厚生のみならず幅広く原資を統合して実施しているものである。限られた一般厚生費の中で、従業員が自ら利用メニューを選択し、生活基盤の整備やワークライフバランスの充実、リフレッシュ等を行い、労働意欲を高めることは企業経営に重要なことであり、使用目的に制約を設けることは望ましくないと認識している。なお、今回の申請にあたっては、従来、余暇・レジャー等に支出していた金額を上回る削減措置を実施している」とのことである。

- その他各種奨励金・拠出金等について、東北電力は「平成24年4月に財形貯蓄利子補給の見直し（利子補給金会社保証利率の引下げ）を行っている。持株奨励金については、従業員拠出金に対し10%の奨励金を支給しているが、社員が当社株式を保有することを通じ、当社の企業価値の向上や当社株式の動向について一人ひとりが意識しながら、個々の業務の課題に対ししっかりと対応していくためのインセンティブになるものと考えている。特に、現下の厳しい経営環境において社員がこうした意識をもって業務にあたっていくことは、社の使命である電気の安定供給を果たす上でも非常に重要なことであると考えている。また、東証上場企業のうち従業員持株制度のある会社の約4割が10%以上の奨励金を支給し、その割合は増加傾向にあるというデータもあり、妥当な水準と考えている」とのことであり、四国電力は「持株奨励金については、積立金に対する奨励金を10%から5%に引き下げを行っており、東証上場企業のうち同様の制度を有する企業9割が5%以上の奨励金を支給している中、妥当な水準であると認識している。また、その他の奨励金については、当社は住宅財形のみであり、厚生労働省の調査などにおいても、労働者の資産形成に関する援助制度があるのは一般的であると認識している」とのことである。
- 査定方針案においては、「常用労働者1,000人以上の企業平均値を基本とする等の基準をできる限り統一的に適用するとの考え方に基づき、経団連「2011年度福利厚生費調査結果報告」の1,000人以上企業の平均値と比較した。この結果、東北電力及び四国電力の申請はこの平均値並みの水準にあることを確認した。この範囲においては、どのような福利厚生施策に重点を置くかは従業員のモチベーションの維持、向上を図る責務を持つ事業者の自主性に委ねられるべきものである。東北電力及び四国電力が原価算入している持株奨励金については、一般的に従業員の財産形成に資する反面、安定株主の形成など会社にもたらすメリットが含まれていることや電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価への算入を認めない」としている。

（査定方針案該当箇所：P26）

- 出向者への給与、顧問料等について、原価算入に値するものに限定されているか。
特に、四国電力においては、料金原価に算入している出向者給与の対象人数が多数となっている（全体988人（内、四電工524人等））が、電気事業の観点並びに今後の競争入札比率の引き上げ計画及び随意契約を含む調達費用の削減に係る計画との関係等から、原価算定期間における出向者数や出向者への給与負担額について、その理由を明確で合理的かつ整合的に説明しているか。
その他の雑給についても、原価算入に値するものに限定されているか。

- 出向者への給与について、東北電力は出向者（76団体、609名）のうち、電気の安定供給のため、業務品質の保持などを目的とする出向先（34団体、331名）の当社負担額を原価に算入しており、それ以外の電気事業連合会などへの出向者に対する当社負担額は原価不算入（42団体、278名）とし、四国電力は「出向先の事業内容、各出向者の出向先での業務内容を調査し、電気事業と密接な関連を有する業務に従事している出向者のみを原価に算入する」として、出向者1,400人（H25～H27平均）のうち、グループ会社への出向者1,252人中957人、電力・エネルギー業界団体への出向者68人中31人を原価に算入し、残りの412人は原価不算入としている。
- なお、四国電力は「競争入札比率の引き上げによって、必ずしもグループ会社との取引が減るわけではなく、出向者数に影響するとは言えないと考えている」とのことである。（第7回家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会）

○ 査定方針案においては、以下のとおりとしている。

- ・東北電力の「原子力安全推進協会（旧日本原子力技術協会）」への出向者6名、同じく四国電力の5名については、原価上、団体費と二重計上となっていることから原価から削除すべきである。
- ・四国電力については、人件費における生産性比較を踏まえ、四国電力の出向者については、本社の社員が出向してまで取り組むべき仕事なのか、かつ現時点においてグループ会社社員への切り替えができない業務なのかを厳正に精査し、必要最低限と認められる出向のみ、給与負担の原価算入を認める。（それ以外の給与負担は認めない。）具体的には、社員を出向させることにより本社が負担する人件費以上に経費を削減させていると認められている場合にのみ原価算入を認める。（例えば、工事の内製化により定期検査費用を削減した場合や、設備の稼働率を向上させて原価の低廉化に資する場合など。）

① 東北電力

- ・原価算入を認める出向者数：325人
- ・関係会社19社（252人）：ユアテック、東北発電工業、東北用地、東星興業、東北インフォメーション・システムズ等
- ・電力・エネルギー関係14団体（73人）：電力中央研究所、海外電力調査会、日本原燃株式会社、石炭資源開発、電力系統利用協議会 等

② 四国電力

- ・原価算入を認める出向者数：107人
- ・関係会社2社（107人）：四電エンジニアリング、四国計測工業

○ 顧問料等について、東北電力、四国電力ともに原価に算入していない。

○ 雑給について、東北電力は「販売電力量あたりの雑給単価（0.03円/kWh）が平成23年度の電力10社平均（0.04円/kWh）を下回っており、妥当な水準と考えている」とのことであり、四国電力は「雑給の対象者は、嘱託、臨時職員および入向者であり、販売電力量あたりの雑給単価（0.03円/kWh）は平成23年度の電力10社平均（0.04円/kWh）を下回っている」とのことである。

○ 査定方針案においては、「これらの費用は、業務の形態に応じ賃金水準が定まるため、全産業との比較は適当ではなく、他の一般電気事業者との比較が適当である。このため、一般電気事業者の販売量（kWh）あたりの平均単価と比較した結果、東北電力及び四国電力共に同程度以下の水準であることを確認した。雑給に算入されている東北電力の執行役員20名の給与は役員に準じた水準で雑給に算入されているが、会社を代表する権限や責任を有していないことから、料金原価上、給料手当（従業員1人当たりの年間給与水準）として整理すべきである」としている。

（査定方針案該当箇所：P22、P27）

[調達等について]

- ④ 競争入札比率については、高い水準を目指して引き上げるべきであり、申請内容（東北電力30%、四国電力15%）は、東京電力の事例を踏まえた水準となっているか。また、各年の競争入札比率の導入目標を設定しているか。競争入札以外の方法による調達のうち、関連会社とそれ以外の会社とが占める割合及びその理由を公表しているか。

- 東北電力は第24回電気料金審査専門委員会において、「現状（平成22年度）の競争発注比率は17%程度であり、競争発注以外の特命発注（83%程度）のうち、関係会社の占める割合は48%、一般会社の割合は52%である。また、資機材の仕様汎用化、新たな取引先の開拓や分離発注の拡大等の取組みを進め、3年後（平成27年度末）までに競争発注比率3割程度を目指すとともに、製造会社の品質保証・性能保証が必要なこと等、競争発注が困難なものについても継続して検討を行い、競争発注の拡大に向けて環境整備を図っていく」としている。
- 四国電力は第24回電気料金審査専門委員会及び第7回家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会において、「平成23年度の競争発注比率は4%（競争発注以外の特命発注は96%程度）であり、取引先が一社のみのも、既設設備の保修・維持更新に関するもの、災害や設備トラブル等、緊急時に対応を要するものなど、現時点で競争発注が難しいと考えられる範囲が全体の70%程度を占めているが、今後3年間で、現状の3倍程度である15%を目指すこととし、可能なものは速やかに競争発注に移行するとともに、更なる競争発注比率の拡大についても検討していく」としている。さらに、第29回電気料金審査専門委員会において、「改めて社内で議論した結果、競争発注の可能性があると判断した30%全てについて、原価算定期間（27年度末）において15%、その後3年以内を目途に、極力早期に競争発注が可能な30%の達成を目指す」としている。なお、平成23年度において、四国電力の競争発注以外の特命発注（96%）のうち、グループ会社の占める割合は73%となっている。
- 「関西電力株式会社及び九州電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る査定方針案」（平成25年3月6日総合資源エネルギー調査会総合部会電気料金審査専門委員会取りまとめ）（以下、「関西電力及び九州電力の電気料金値上げ認可申請に係る査定方針案」という。）において、今後の課題として「経営効率化に関し、今回の申請にとどまらずより長期的かつ持続的、効果的に経営効率化の取組を進めていくため、例えば発注の仕様を社内の人材が作成するために必要なエンジニアリング能力を向上させるなど、様々な取組を行い、その取り組みを随時公開するべき。また、経営効率化計画に係る評価について、電気料金の透明性を確保し、以って需要家の理解を得るために、外部の第三者の視点を取り入れた検討・検証を行う仕組みを導入するなど、電気事業者の経営効率化インセンティブを更に促進する仕組みを検討すべきである」としており、今後、東京電力の事例を踏まえ、東北電力及び四国電力に関しても競争入札比率の更なる拡大を促すことを含め、経済産業省において具体的な対応策を検討してまいりたい。

- ⑤ 随意契約を含む調達費用の削減率について、各電力会社のこれまでの取組のみならず、今後の効率化努力も踏まえつつ、10%程度を目標としているか。また、その削減対象となる分野を、可能な限り拡大しているか。

- 東北電力は「平成21～24年度に特命発注から競争発注に変更した物品（165件）の価格削減効果を調査した結果、平均削減率は3%であったが、更なる取組みにより従来以上に効率化を目指すこととし、今回申請の料金原価には、入札・随意契約を問わず、既契約分等を除く発注案件すべてに、実績を上回る7%の削減を織り込んでいる」とのことである。

- 四国電力は「平成22～24年度の間に、特命発注から競争発注に移行した案件を対象に価格変動率を検証したところ、平均6.8%の価格低減となっているとの結果が得られたことから、これを参考に、削減率を7%に設定し、今回申請の料金原価には、入札・随意契約を問わず、既契約分等を除く発注案件全てに7%の削減を織り込んでいる」とのことである。
- 査定方針案においては、「東北電力及び四国電力は、資材調達や工事・委託事業等に関し、今後契約を締結するもの、契約交渉を行うものについて、入札の実施の有無にかかわらず約7%の調達価格削減を織り込んで申請している。関西電力、九州電力からの申請においては、自らの調査に基づき7%の調達価格削減を織り込んで申請していたが、調達発注価格を決める際の主要な構成要素の一つである委託人件費について東京電力のものと比較し、コスト削減前の東京電力と概ね同様の水準であることを確認した上で、東京電力が「東京電力に関する経営・財務調査委員会」等の第三者による確認を受け10%の調達価格削減を織り込んだ例を勘案し、各費用項目の性格に応じ、コスト削減を求めることが困難である費用（※）を除き、コスト削減額が原則10%に満たない場合には、未達分を減額査定したところである。その際、両社が震災後に行った経営効率化の取組のうち、原価織り込み前に削減したものについては、未達分から除外して算定したところである。東北電力及び四国電力からの申請についても、基本的には関西電力、九州電力からの申請と同様の考え方を適用し査定を行うべきである。東北電力については、委託人件費の水準や被災3県を中心に資材費や人件費が上昇傾向にあること等に鑑み、東京電力、関西電力、九州電力と同様、震災前の価格水準から10%の調達価格削減を求めることが適当である。四国電力については、競争入札比率が他電力と比較して低いこと、従来型の電子式計器の調達価格が震災後においても東京電力と比較して大幅に高かったこと、地域補正後の委託人件費についても東京電力のものと比較して0.5%程度割高となっていることなどから、一段の効率化努力を求め、震災前の価格水準から10.5%の調達価格削減を求めるべきである」としている。

※コスト削減が困難な費用の例・・・ 市場価格がある商品・サービスの単価、既存資産の減価償却費、公租公課 等

(査定方針案該当箇所：P7)

⑥ 競争入札比率の拡大及び随意契約費用の削減等、調達の見直しについて、第三者の視点をもって、その進捗を継続的に検証できるような仕組みを検討しているか。

- 東北電力は「調達価格低減、競争発注の拡大の取組みをさらに推し進めるとともに、第三者の視点による評価・検証を行う仕組みとして、外部有識者を含む『調達改革に関する会議体』を設置する」とのことである。
- 四国電力は「平成24年度には、社長を委員長とする『経営効率化特別委員会』を設置し、今後、中長期的な効率化施策として、組織、業務運営体制の見直しや資材調達の見直しなどに取り組んでいく。また、平成17年度に社外コンサル（第三者視点）を導入して、サプライチェーンマネジメント活動として配電工事材料の物流改善に取り組み、調達コスト削減の成果をあげるなどしており、今後もこうした手法による取組みや、取引先からの仕様の標準化に関する提案やバリュー・エンジニアリング提案等を積極的に活用していく」とのことである。

- 関西電力及び九州電力の電気料金値上げ認可申請に係る査定方針案において、今後の課題として「経営効率化に関し、今回の申請にとどまらずより長期的かつ持続的、効果的に経営効率化の取組を進めていくため、例えば発注の仕様を社内の人材が作成するために必要なエンジニアリング能力を向上させるなど、様々な取組を行い、その取り組みを随時公開するべき。また、経営効率化計画に係る評価について、電気料金の透明性を確保し、以って需要家の理解を得るために、外部の第三者の視点を取り入れた検討・検証を行う仕組みを導入するなど、電気事業者の経営効率化インセンティブを更に促進する仕組みを検討すべきである」としており、今後、東京電力の事例を踏まえ、東北電力及び四国電力に関しても競争入札比率の更なる拡大を促すことを含め、経済産業省において具体的な対応策を検討してまいりたい。

⑦ 広告宣伝費等普及開発関係費、廃棄物処理費、養成費、研究費、諸費は、厳に必要なもののみを原価に算入しているか。また交際費の大幅な削減、兼職職員への人件費等の支払の廃止・縮減が行われているか。さらに、警護等で必要な場合を除く幹部送迎用社用車の廃止・縮減を行っているか。これらの対応が行われていない場合には、その理由を明確かつ合理的に説明しているか。

- 広告宣伝費等普及開発関係費について、東北電力は「イメージ広告やオール電化関連の広告宣伝、販売拡大活動に係る費用を全額原価不算入とし、前回原価から約74億円減の27億円を原価に算入している」とのことであり、四国電力は「イメージ広告やオール電化関連、販売拡大活動に係る費用や販売関連のPR館運営に係る費用については、全額原価不算入としている。発電所立地の理解促進に資する活動、電気安全関連、需要抑制要請関連等の費用のみとし、前回原価（36億円）と比べて28億円減の8億円を原価算入している」とのことである。
- 廃棄物処理費について、東北電力は「火力発電所・原子力発電所で発生する廃棄物を処理するために必要な費用を積み上げ、そのうち、請負業務を中心に競争拡大等による発注価格の削減▲7%を織り込んでいるものの、火力発電電力量の増加に伴う灰処理費用の増や原子力発電所での安全対策工事等の増に伴う廃棄物発生量の増などから、前回原価から約35億円増の119億円を原価に算入している」とのことであり、四国電力は「調達・取引価格の削減▲7%を織り込んでいるものの、原子力発電における放射性廃棄物の輸送費や火力発電における石炭灰の処理費用の増加により、前回原価（48億円）と比べて12億円増の60億円を原価算入している」とのことである。
- 養成費について、東北電力は「競争拡大等による発注価格の削減▲7%を織り込んでいることに加え、採用数の抑制や教育内容の見直しなどから、前回改定から約9億円減の12億円を原価に算入している」とのことであり、四国電力は「世代間の技術継承を滞りなく進め、電力の安全・安定供給を堅持していくため、技術系の各部門が中心となり、実地体験的な研修に重点的に取り組んでいるが、その他の研修内容の見直しなど養成費削減に取り組むことにより、前回原価（14億円）と比べて1億円減の13億円を原価算入している」とのことである。
- 研究費について、東北電力は「電中研分担金も含めて研究件名を個別に精査するとともに、費用の優先度を考慮して、研究件名を厳選したことなどから、前回原価から16億円減の53億円を原価に算入している」、四国電力は「電力の安定供給および費用の優先度の観点から、研究件名を個別に精査・厳選し、前回原価（52億円）と比べて11億円減の41億円を原価算入している」とのことである。

- 諸費について、東北電力は「寄付金、諸会費の原価不算入に加え、団体費の厳選や旅費の効率化による減はあるものの、受益者負担金の増などから、前回原価から8億円増の125億円を原価に算入している。また、交際費については、従来から原価に算入していない」、四国電力は「寄付金・諸会費の全額不算入、団体費の厳選に加え、排出クレジット償却費の減などにより、前回原価（115億円）と比べて41億円減の74億円を原価算入している。また、交際費については、従来から全額原価不算入としている」とのことである。
- 議員就任者について、東北電力は「県議会議員については休職（無給）としており、市議会議員については公務活動中は給与を支払わないこととしている。なお、原価にはこれらの人件費は含まれていない」とのことであり、四国電力は「議員兼務社員の給与等については、全額原価不算入としている」とのことである。
- 幹部送迎用社用車について、東北電力は「役員が使用する車両として5台リースしている他に、タクシーも利用しているが、全ての役員に対して専用割り当てではなく、役員以外にもそれに準じる社員や来客の送迎なども含め、共用で効率的に運用しており、移動時間の短縮や、安全確保等の観点から必要な場合に限って使用している。なお、代表取締役（会長・社長・副社長）については、危機管理上、朝晩の送迎にも車両を手配しているが、それ以外の役員は、通勤時も公共交通機関を利用している」とのことであり、四国電力は「役員車として使用している社有車は7台あり、相談役・顧問や役員の他にも、幹部社員等の外出移動、来客の送迎など、業務上必要な際にも利用している。業務効率の向上、安全性の確保、情報管理等の観点から、他の役員、幹部社員等と共用で役員用の社有車を使用している」とのことである。
- 査定方針案においては、「値上げ認可時に原価として認めることが適当ではない費用として、広告宣伝費（普及開発関係費、ただし公益的な目的から行う情報提供を除く）、寄付金、団体費（合理的理由があり、支出内容を公表する場合を除く）は原価算入を認めない。また、従来より規制料金として回収することが社会通念上不適切とされてきたもの（交際費、政治献金、書画骨董等）についても、原価算入を認めない。これは、東北電力及び四国電力から申請された料金原価に含まれる費用のうち、国が原価の内訳を把握すべきもの（届出料金に基づく卸供給に係る購入電力料等）についても適用する」としている。
- このうち、普及開発関係費については、「審査要領において、原価への算入を認めないこととされている販売促進を目的とした広告宣伝費、オール電化関連費用、PR館の販売促進関連費用については、原価算入されていないことを確認した。他方で、節電や省エネ推進を目的としたものであっても、PR・コンサルティング活動は販売促進的側面が強いと考えられることから、料金原価から除くべきである」などとしている。
- 養成費について、東北電力に関しては、「公的資格取得にかかる奨励金は、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から除くべきである」とし、四国電力に関しては、「関連会社への出向者が受講する、現業技術の教育・訓練等に関連する費用については、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から除くべきである」としている。
- 研究費については、「電中研などの分担金及び自社研究のうち、①料金値上げの際における費用の優先度が低い研究、②海外の会議や団体に参加し、情報収集を行う研究であって実質的に団体費に類似するもの、③重複している研究に該当するものについては原価から除くべきである。電中研の分担金については、本来、電力会社本体で行うことも考えられる業務を集中的に行うため各社が費用を分担するものであり、分担金に含まれる人件費については、東北電力及び四国電力のコスト削減努力並に料金原価から減額し、その他の一般管理費等のコスト削減可能な経費についても、東北電力及び四国電力のコスト削減努力に照らし、東北電力は10%、四国電力は10.5%減額すべきである」としている。

- 諸費について、寄付金は、「審査要領のとおり、原価へ算入されていないことを確認した」とし、団体費は、「海外電力調査会、海外再処理委員会、原子力安全推進協会、電力系統利用協議会、世界原子力発電事業者協会東京センター、日本卸電力取引所（※）については、事業目的など合理的な理由があると考えられることから、料金原価への算入を認めるが、これ以外の団体費については、審査要領のとおり、料金原価へ算入されていないことを確認した」としている。また、東北電力に関しては、「顧問・相談役にかかる費用（車両「タクシー利用」）については、人件費における顧問等の給与は原価算入を認めるべきではないとの考え方を踏まえ、料金原価から除くべきである」とし、四国電力に関しては、「原価算定期間を実施する使用済核燃料の構内輸送は、関連会社の技術力維持を目的として実施する面があるため、これらに係る費用については、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から除くべきである。顧問・相談役にかかる費用（旅費等）については、人件費における顧問等の給与は原価算入を認めるべきではないとの考え方を踏まえ、料金原価から除くべきである」としている。

※四国電力のみ原価算入。

- さらに、幹部送迎用社用車については、「顧問・相談役にかかる費用（執務スペース、社用車、社宅）については、料金原価へ算入されていないことを確認した」としている。

（査定方針案該当箇所：P6、P107、P110～P112）

⑧ 寄付金、団体費、交際費等は、廃止・縮減されているか。

- 寄付金、交際費について、東北電力、四国電力ともに原価不算入としている。また、団体費について、東北電力は海外電力調査会、海外再処理委員会、原子力安全推進協会、電力系統利用協議会、世界原子力発電事業者協会東京センターの5団体を、四国電力は海外電力調査会、海外再処理委員会、原子力安全推進協会、電力系統利用協議会、世界原子力発電事業者協会東京センター、日本卸電力取引所の6団体を原価算入している。
- 査定方針案においては、「値上げ認可時に原価として認めることが適当ではない費用として、広告宣伝費（普及開発関係費、ただし公益的な目的から行う情報提供を除く）、寄付金、団体費（合理的理由があり、支出内容を公表する場合を除く）は原価算入を認めない。また、従来より規制料金として回収することが社会通念上不適切とされてきたもの（交際費、政治献金、書画骨董等）についても、原価算入を認めない。これは、東北電力及び四国電力から申請された料金原価に含まれる費用のうち、国が原価の内訳を把握すべきもの（届出料金に基づく卸供給に係る購入電力料等）についても適用する」としている。
- このうち、寄付金については、「審査要領のとおり、原価へ算入されていないことを確認した」とし、団体費は、「海外電力調査会、海外再処理委員会、原子力安全推進協会、電力系統利用協議会、世界原子力発電事業者協会東京センター、日本卸電力取引所（※）については、事業目的など合理的な理由があると考えられることから、料金原価への算入を認めるが、これ以外の団体費については、審査要領のとおり、料金原価へ算入されていないことを確認した」としている。また、東北電力に関しては、「顧問・相談役にかかる費用（車両「タクシー利用」）については、人件費における顧問等の給与は原価算入を認めるべきではないとの考え方を踏まえ、料金原価から除くべきである」とし、四国電力に関しては、「原価算定期間を実施する使用済核燃料の構内輸送は、関連会社の技術力維持を目的として実施する面があるため、これらに係る費用については、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から除くべきである。顧問・相談役にかかる費用（旅費等）については、人件費における顧問等の給与は原価算入を認めるべきではないとの考え方を踏まえ、料金原価から除くべきである」としている。

※四国電力のみ原価算入。

（査定方針案該当箇所：P6、P112）

⑨ 電力中央研究所への分担金は、その内容が真に必要なものに限られているか。
(各研究テーマとそれぞれの予算額、再委託を行う場合はその比率。)

- 電力中央研究所への分担金について、平成20年原価と比較して、東北電力は2億円減の25億円を、四国電力は1億円減の8億円を原価に算入している。なお、再委託比率については、東北電力、四国電力ともに原価織込み額に対して0.09%程度となっている。(詳細は下記表のとおり)
- 査定方針案においては、「電中研などの分担金及び自社研究のうち、①料金値上げの際における費用の優先度が低い研究、②海外の会議や団体に参加し、情報収集を行う研究であって実質的に団体費に類似するもの、③重複している研究に該当するものについては原価から除くべきである。電中研の分担金については、本来、電力会社本体で行うことも考えられる業務を集中的に行うため各社が費用を分担するものであり、分担金に含まれる人件費については、東北電力及び四国電力のコスト削減努力並に料金原価から減額し、その他の一般管理費等のコスト削減可能な経費についても、東北電力及び四国電力のコスト削減努力に照らし、東北電力は10%、四国電力は10.5%減額すべきである」としている。

(査定方針案該当箇所：P111)

(東北電力)

電力中央研究所の各研究課題別繰込額と再委託比率

(単位:千円)

研究課題	原価 繰込額	再委託 金額	再委託 比率
経年軽水炉の健全性評価	158,740	384	0.24%
自然外部事象に対する原子力施設の安全性評価技術の高度化	123,264	なし	—
電力システム	104,433	81	0.08%
大電流技術	94,981	なし	—
雷・電磁環境	90,663	なし	—
放射性廃棄物処分の長期安全性評価技術の体系化	81,728	なし	—
燃料サイクル	71,821	なし	—
軽水炉のシステム安全評価	70,760	なし	—
高効率発電	65,116	なし	—
低線量放射線リスクの定量評価と放射線防護への反映	62,373	1,791	2.87%
次世代電力需給システムの高度化	62,304	なし	—
送配電設備の風雪害対策技術の実証	56,560	なし	—
エネルギー変換	47,130	なし	—
微粉炭火力の燃料種拡大のための運用技術開発	45,508	なし	—
高エネルギー	44,837	なし	—
燃料・炉心	44,636	なし	—
高性能二次電池技術の確立	44,529	なし	—
バイオテクノロジー	41,370	なし	—
次世代通信ネットワークシステムの構築	39,670	なし	—
電力応用	39,212	なし	—
低品位資源利用技術の高度化	39,074	なし	—
エネルギー変換・貯蔵材料	38,827	なし	—
構造工学	37,603	なし	—
火力材料	37,171	なし	—
燃料高度利用	34,781	なし	—
経年鉄塔の健全性評価技術の開発	34,611	なし	—
原子炉システム安全	34,363	なし	—
地圏科学	34,362	なし	—
地下エネルギー利用技術	33,515	なし	—
IGCCの高度化と低炭素化技術の確立	32,639	なし	—
需要家システム	31,977	なし	—
高クロム鋼製高温機器の設備診断技術の開発	31,725	なし	—
高電圧・絶縁	30,863	なし	—
ヒューマンファクター研究	30,661	なし	—
次世代ヒートポンプの開発と評価	30,508	なし	—
経年電力流通設備の維持管理技術の構築	29,967	なし	—
使用済燃料の長期貯蔵管理技術の開発	29,582	なし	—
雷リスクマネジメント技術の構築	25,510	なし	—
電力設備に及ぼす気象・気候影響予測手法の開発	25,292	なし	—
生物環境	24,828	なし	—
需給一体化運用・制御技術の構築	24,669	なし	—
地震工学	23,964	なし	—
流体科学	22,790	なし	—
原子力材料	22,601	なし	—
大気・海洋環境	22,339	なし	—
情報数理	22,068	なし	—
ダム流域土砂管理のための統合システム開発	20,649	なし	—
放射性物質の拡散状態解明と除染効果の評価	19,501	なし	—
非破壊検査	19,274	なし	—
生物多様性に配慮した電力施設の建設・運用支援技術の開発	19,021	なし	—
環境化学	18,845	なし	—
熱流体・反応数値解析	17,884	なし	—
経済・社会システム	17,002	なし	—
IGCC(石炭ガス化複合発電)の商用機導入支援技術の開発	16,593	なし	—
既設ヒートポンプの省エネ化	13,029	なし	—
日本型デマンドレスポンスの成立性評価	12,946	なし	—
原子力施設における火災現象評価技術の確立	12,938	なし	—
電源の多様化に対応した環境影響評価	11,563	なし	—
通信システム	11,056	なし	—
火力発電の大気環境総合評価技術の開発	10,705	なし	—
水域環境	10,437	なし	—
太陽光発電大量導入時の系統セキュリティ評価	9,103	なし	—
放射性物質の環境拡散評価手法の確立と安全性の評価・長期モニタリングへの反映	9,085	なし	—
先進機能材料	8,870	なし	—
エネルギー技術政策	8,739	なし	—
ヒートポンプ・蓄熱	7,742	なし	—
材料研究共通基盤技術	7,101	なし	—
持続可能な事業体制と料金制度の提言	5,886	なし	—
電気自動車等を活用した電化推進技術の開発	3,266	なし	—
気候変化と低炭素化技術の統合評価	3,032	なし	—
家庭用燃料電池システムの性能評価	2,554	なし	—
合計	2,472,750	2,256	0.09%

*端数処理の関係で合計は一致しない

(四国電力)

平成25年度～27年度 再委託費

四国電力

(単位:千円)

研究課題	原 価 織 込 額	再 委 託 金 額	再 委 託 比 率
経年軽水炉の健全性評価	53,609	131	0.24%
自然外部事象に対する原子力施設の安全性評価技術の高度化	41,666	なし	—
電力システム	35,460	28	0.08%
大電流技術	32,221	なし	—
雷・電磁環境	30,675	なし	—
放射性廃棄物処分の長期安全性評価技術の体系化	27,788	なし	—
燃料サイクル	24,380	なし	—
軽水炉のシステム安全評価	23,846	なし	—
高効率発電	21,792	なし	—
低線量放射線リスクの定量評価と放射線防護への反映	21,188	608	2.87%
次世代電力需給システムの高度化	20,818	なし	—
送配電設備の風雪害対策技術の実証	18,944	なし	—
高エネルギー	15,403	なし	—
微粉炭火力の燃料種拡大のための運用技術開発	15,252	なし	—
燃料・炉心	15,138	なし	—
高性能二次電池技術の確立	14,613	なし	—
バイオテクノロジー	14,044	なし	—
エネルギー変換	13,464	なし	—
低品位資源利用技術の高度化	13,235	なし	—
次世代通信ネットワークシステムの構築	13,133	なし	—
火力材料	13,011	なし	—
電力応用	12,906	なし	—
構造工学	12,864	なし	—
エネルギー変換・貯蔵材料	12,685	なし	—
地図科学	11,857	なし	—
経年鉄塔の健全性評価技術の開発	11,784	なし	—
IGCCの高度化と低炭素化技術の確立	11,201	なし	—
原子炉システム安全	11,083	なし	—
需要家システム	10,810	なし	—
高クロム鋼製高温機器の設備診断技術の開発	10,779	なし	—
地下エネルギー利用技術	10,696	なし	—
ヒューマンファクター研究	10,475	なし	—
経年電力流通設備の維持管理技術の構築	10,167	なし	—
高電圧・絶縁	10,161	なし	—
使用済燃料の長期貯蔵管理技術の開発	10,047	なし	—
燃料高度利用	8,805	なし	—
原子力材料	8,730	なし	—
リスクマネジメント技術の構築	8,652	なし	—
電力設備に及ぼす気象・気候影響予測手法の開発	8,617	なし	—
生物環境	8,431	なし	—
需給一体化運用・制御技術の構築	8,319	なし	—
地震工学	8,251	なし	—
流体科学	7,913	なし	—
大気・海洋環境	7,627	なし	—
情報数理	7,595	なし	—
ダム流域土砂管理のための統合システム開発	7,002	なし	—
非破壊検査	6,553	なし	—
生物多様性に配慮した電力施設の建設・運用支援技術の開発	6,505	なし	—
環境化学	6,397	なし	—
放射性物質の拡散実態解明と除染効果の評価	6,276	なし	—
熱流体・反応数値解析	6,071	なし	—
経済・社会システム	5,769	なし	—
IGCC(石炭ガス化複合発電)の商用機導入支援技術の開発	5,570	なし	—
既設ヒートポンプの省エネ化	4,495	なし	—
日本型デマンドレスポンスの成立性評価	4,400	なし	—
原子力施設における火災現象評価技術の確立	4,396	なし	—
電源の多様化に対応した環境影響評価	3,854	なし	—
通信システム	3,753	なし	—
火力発電の大気環境総合評価技術の開発	3,635	なし	—
水域環境	3,450	なし	—
放射性物質の環境拡散評価手法の確立と安全性の評価・長期モニタリングへの反映	3,028	なし	—
先進機能材料	3,026	なし	—
エネルギー技術政策	2,942	なし	—
太陽光発電大量導入時の系統セキュリティ評価	2,883	なし	—
持続可能な事業体制と料金制度の提言	2,000	なし	—
材料研究共通基盤技術	1,769	なし	—
電気自動車等を活用した電化推進技術の開発	1,110	なし	—
気候変化と低炭素化技術の統合評価	1,039	なし	—
家庭用燃料電池システムの性能評価	875	なし	—
合計	816,926	766	0.09%

*端数処理の関係で合計は一致しない

- ⑩ 子会社・関係会社について電力会社本体並の経営合理化を行い、それを調達費用の更なる削減に反映させているか。また、役員の報酬・賞与・退職慰労金について、その削減が各電力会社本体における措置に準じたものとなっているか。

- 東北電力は「関係会社は当社との取引価格低減のため、事務所運営経費の削減や業務運営の見直しによる稼働人員の効率化、資材の種類削減や調達先の複数化による材料費の削減など、業務全般にわたりコスト低減に取り組んでいる。また、役員報酬の削減とともに、従業員の人件費についても、賞与や福利厚生費の削減、新規採用の抑制など効率化に努めている」、四国電力は「関係会社を含む取引先からの資材調達について、競争発注への移行に伴う調達・取引価格低減効果を織り込む観点から、原価算定において▲7%の調達・取引価格低減効果を織り込んでいる。また、関係会社においては、役員報酬を含む人件費の削減や外注費の削減、経費の削減を徹底し、一層の経営合理化を進めている。」とのことである。
- 査定方針案においては、資材調達や工事・委託事業等に関し、今後契約を締結するもの、契約交渉を行うものについて、入札の実施の有無にかかわらず東北電力においては10%、四国電力においては10.5%の効率化を求めた上で、子会社・関係会社に対しては、「本社並の経営合理化を求めため、今後の契約取引に係る費用のうち一般管理費等のコスト削減可能な部分について、出資比率に応じ、本社と同様に東北電力は10%、四国電力は10.5%の追加的コスト削減を行うことを前提に原価を減額する」としている。

(査定方針案該当箇所：P7)

<関係会社における経営効率化の主な取組み内容（東北電力）>

項目	取組み
人件費の削減	・役員報酬の削減 ・従業員の賞与・福利厚生費の削減 ・新規採用の抑制
支出抑制等	・事業所の統廃合 ・事務所運営経費の削減 ・業務運営の見直しによる稼働人員の効率化 ・資材の種類削減や調達先の複数化などによる材料費の削減 ・仕様変更や競争導入による関係会社設備の修繕費の削減

<関係会社における経営合理化の取組み（四国電力）>

	経営合理化の取組み
人件費の削減	・役員報酬の削減（平成24年度比▲2割程度） ・新規採用の抑制 ・業務の効率化などによる時間外労働の抑制 ・賞与の削減 ・部門間、事業所間応援による効率的な要員の配置
外注費の削減	・新規取引先の発掘などによる競争発注の拡大 ・直営範囲の拡大（アウトソーシングの縮小）
経費の削減	・消耗品費、出張旅費、広告費など諸経費の削減 ・工具類や車輛など設備投資の抑制 ・福利厚生制度の見直し

⑪ 子会社・関連会社の役員を兼務している者は、その報酬を辞退又は削減しているか。

- 東北電力は「当社の役員が関係会社の役員を兼務している場合は、上場会社および一般事業会社が株主となっている一部の関係会社を除き無報酬となっている。上場会社からの報酬については、当該会社の役員としての責任に加えて、会社や株主に対する義務とリスクは重く、当該会社の株主総会や取締役会で決議されたものであることを尊重している。また、一般事業会社が株主となっている関係会社については、それぞれの株主の利益に適うよう会社運営がなされており、その会社の業績に応じて報酬が支給されているものと理解している」とのことであり、四国電力は「当社役員によるグループ会社の役員兼務については、グループ会社の経営監視・ガバナンスの観点から重要であり、その役割と責任に見合った報酬を受け取っているが、効率化の一環としてグループ会社に役員報酬の減額をお願いしており、兼務役員の役員報酬についても、減額を自主的に申し出ている」とのことである。
- 査定方針案における子会社・関連会社の扱いについては、上記⑩への回答の通りである。

⑫ コスト削減努力を明確かつ定量的に原価の削減に反映しているか。(例えば、スマートメーターの調達改善努力、導入による業務効率化等による人件費・修繕費等の削減 等)

- コスト削減努力と原価の削減について、申請ベースでは、平成25～27年度の3年間平均で、東北電力は806億円、四国電力は281億円のコスト削減を原価に反映しているとのことである。(詳細は下記表の通り)
- 査定方針案における経営効率化については、上記⑤への回答の通りである。
- また、第25回電気料金審査専門委員会において、東北電力は「スマートメーターの導入に伴うコスト削減効果については、ハンディターミナル通信での遠隔検針による作業時間の効率化や、30分データの収集による効果的なお客さま対応の業務効率化効果が期待できるとしている。また、スマートメーターの調達改善については、今後、仕様を公開し、競争入札を実施する方針」とのことであり、四国電力は「スマートメーターの調達については、競争発注を基本に、先行他電力と基本仕様を統一し量産効果を目指す」としている。また、「スマートメーターの導入に伴うコスト削減効果については、検針業務や現場出向業務等の効率化効果や検針お知らせのWeb提供比率が100%となること等を前提に、導入開始（H26）から12年目（H37）に単年度で黒字化予定としている」とのことである。
- 査定方針案においては、「東北電力は、東京電力の26年度申請単価に、停電用補償電池相当の600円を加えた12,800円で申請原価に織り込んでいるが、現在、東京電力仕様のメーターの採用を念頭に検討を進めていることを踏まえ、東京電力の査定単価を基準に原価算入を認めることが適当である。四国電力については、東京電力、関西電力のどちらの仕様のメーターを導入するかまだ決定していない中、申請原価においては、関西電力の25～27年度の平均申請単価に、停電用補償電池相当の1,400円を加えた17,600円で織り込んでいるが、より価格が安い東京電力の査定単価を基準に原価算入を認めることが適当である。なお、両電力が必要性を主張している停電用補償電池については、先行他電力が必要性を主張していないこと、自動検針が導入されれば不要となること等を踏まえ、原価算入を認めるべきではない」としている。

(査定方針案該当箇所：P120)

<平成25～27年度におけるコスト削減額（東北電力申請ベース）>

（単位：億円）

項目	主な内容	H25	H26	H27	H25～27 平均
人件費	・ 役員給与の削減 ・ 給料手当等の削減 ・ 退職金制度の見直し 等	317	321	324	321
燃料費・ 購入電力料	・ 熱効率の向上による火力燃料費の低減 ・ 八戸火力5号機の燃料転換（軽油→LNG） ・ 亜瀝青炭の受入拡大 等	170	195	211	192
設備投資 関連費用	・ 工事仕様・工法の合理化 ・ 競争拡大等による発注価格の削減	7	23	44	24
修繕費	・ 工事・点検周期の見直し、工事仕様の合理化 ・ 競争拡大等による発注価格の削減	115	118	122	118
その他経費	・ 委託費、賃借料などにおける仕様変更や単価 見直し等による削減 ・ 普及開発関係費、研究費、寄付金・事業団体 費等の削減 ・ 競争拡大等による発注価格の削減	151	154	149	151
合計		760	811	850	806

<平成25～27年度におけるコスト削減額（四国電力申請ベース）>

（単位：億円）

項 目	H25	H26	H27	3カ年 平 均	取 り 組 み 内 容
人 件 費	98	96	96	97	・ 採用の抑制 ・ 給料手当の削減 ・ 委託検針集金費の削減 ・ 役員報酬の削減 ・ 厚生費の削減 ・ 雑給の削減 など
需給関連費	19	29	30	26	・ 低品位炭の利用拡大等石炭調達コストの低減 ・ 購入電力料の削減交渉 ・ 卸電力取引所の積極的な活用 など
修 繕 費	72	66	73	71	・ 調達・取引価格の低減 ・ 工事内容、実施時期の精査
減価償却費	3	10	18	10	・ 調達・取引価格の低減 ・ 工事内容、実施時期の精査
諸 経 費	78	78	74	77	・ 調達・取引価格の低減 ・ 普及開発関係費の削減 ・ 寄付金、諸会費、団体費等の削減 ・ 研究費の削減 ・ 賃借料、間接部門の養成費等の削減
合 計	271	279	292	281	—

[事業報酬]

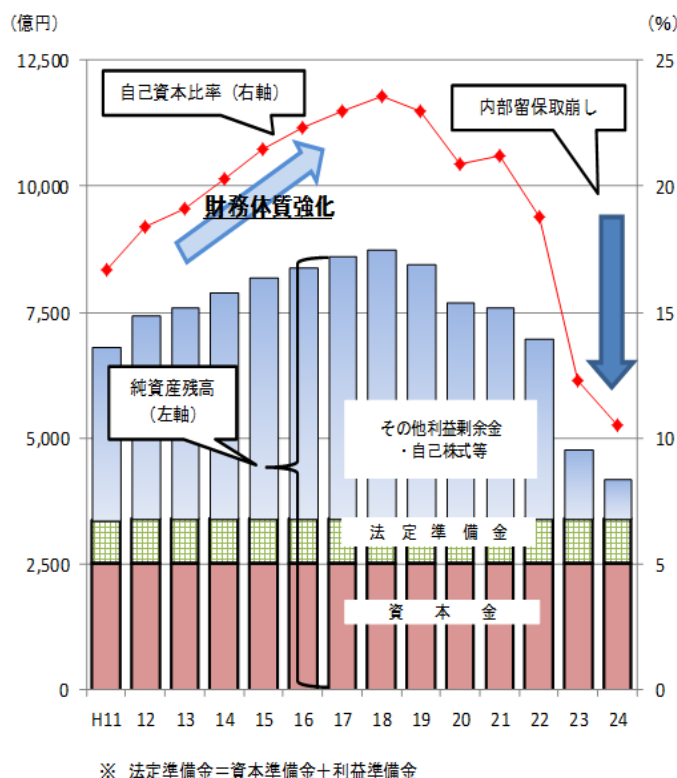
⑬ 安定供給、財務状況等を踏まえ、事業報酬率は適正なものとなっているか。

- 電気事業者が設備投資を行うための資金調達に要するコストである事業報酬については、その算定方法が「一般電気事業供給約款料金算定規則」及び「一般電気事業供給約款料金審査要領」に定められている。事業報酬率については、審査要領上、電気事業をめぐる経営リスクが、他の一般的な事業会社の経営リスクと比較してどのような位置にあるかという点（ β 値）を勘案し決定され、また東日本大震災後の状況も勘案する必要がある。これらを踏まえると、 β 値の採録期間については、事業者による恣意性を排除しつつ、電気事業の事業リスクを反映させるために2年程度の一定の長期間を採るべきことから、東北電力は、「平成23年3月11日から平成25年1月29日（平成25年3月期第3四半期決算発表日）までの期間とし、その結果、事業報酬率は3.0%を適用」している。また、四国電力は、「平成23年3月11日から平成25年1月30日（平成25年3月期第3四半期決算発表日）までの期間とし、その結果、事業報酬率は3.0%を適用」している。
- なお、査定方針案においては、「事業報酬率は、審査要領上、電気事業をめぐる経営リスクが、他の一般的な事業会社の経営リスクと比較してどのような位置にあるかという点（ β 値）を勘案し決定され、審査要領にも示されているように、東日本大震災後の状況も勘案し事業報酬率を設定する必要がある。東京電力の料金値上げ審査における査定方針においては、震災以降、電気事業の経営リスクは格段に高まり、震災前後で経営リスクに断絶があると考えられることから、本来は例えば2年程度の一定の長期間を採るべきと考えられるが、平成23年3月11日から申請日前日（平成24年5月10日）までの期間を β 値の採録期間としたところである。関西電力及び九州電力の料金値上げ審査における査定方針においては、 β 値の採録期間を申請の際に用いた震災後から値上げ検討表明日（決算発表日）までとすることや、東京電力による申請の査定方針と同様、震災後から申請日前日までとすることも方策として考えられたが、値上げ検討表明日、申請日のいずれも事業者による恣意性を排除できないこと、電気事業の事業リスクを反映させるためには、2年程度の一定の長期間を採るべきことから、平成23年3月11日から電気料金審査専門委員会での査定方針案のとりまとめ日までとすることが妥当であるとしたところであり、東北電力、四国電力についても同様とすべきである。なお、他人資本報酬率については、平成24年度値が確定したため、申請時点における平成23年度値に代えて直近の実績を採用することが妥当である。7月22日時点の β 値を採った場合、申請における事業報酬率（3.0%）は、関西電力、九州電力と同様2.9%となる」としている。

（査定方針案該当箇所：P75）

<東北電力>

《純資産残高と自己資本比率の推移》

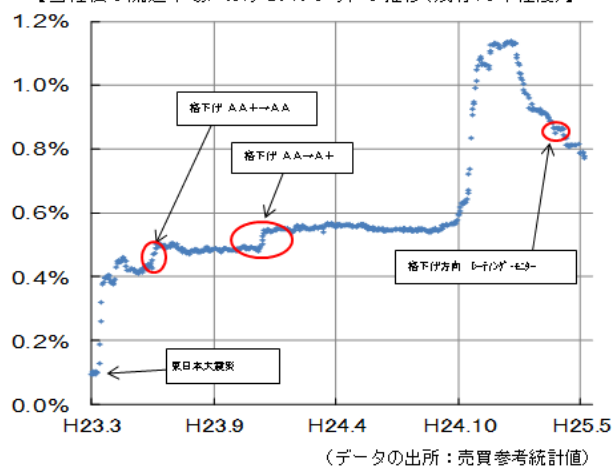


【資金調達額の推移(個別)】

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
社債	1,200	1,100	600	1,200
借入金	3,108	3,962	11,800	6,571
長期借入金	420	1,059	5,087	4,095
短期借入金	2,688	2,903	6,713	2,476
CP (純増減)	▲510	110	▲320	▲240
資金調達額計	3,798	5,172	12,080	7,531

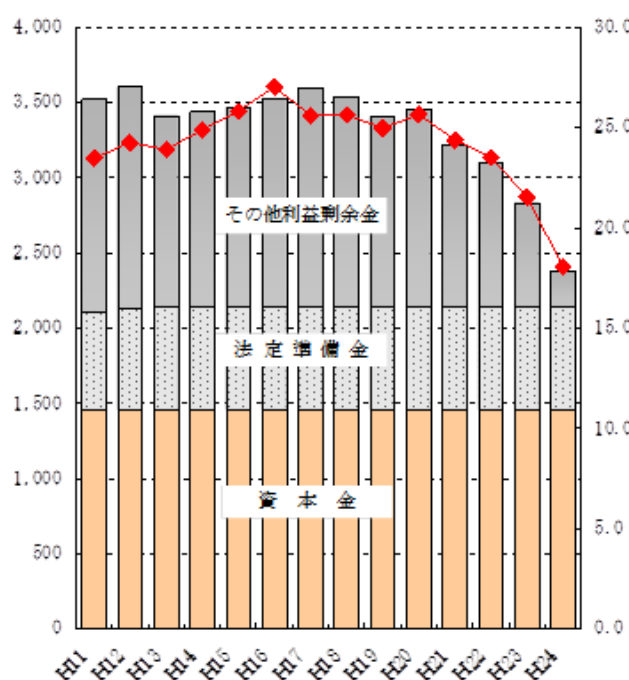
有利子負債残高	20,035	20,102	23,968	26,314
対前年度末	▲644	67	3,866	2,346

【当社債の流通市場におけるスプレッドの推移(残存10年程度)】



<四国電力>

《純資産残高と自己資本比率の推移》

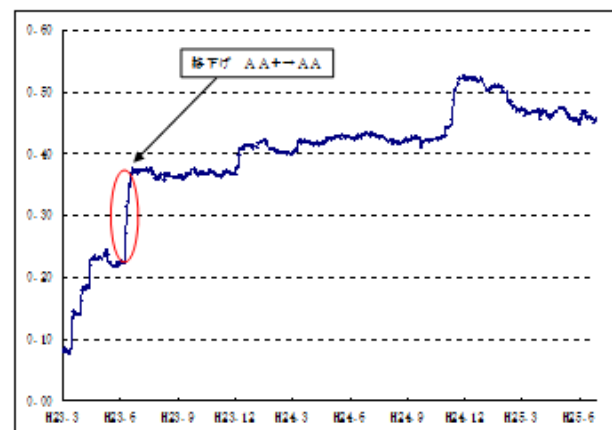


【資金調達額の推移(個別)】

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
社債	200	400	-	700
借入金	228	270	240	1,620
長期借入金	48	90	60	870
短期借入金	180	180	180	750
CP (純増減)	240	▲410	590	▲260
資金調達額計	668	260	830	2,060

有利子負債残高	6,822	6,545	6,692	7,325
対前年度末比	▲29	▲278	147	633

【当社債の流通市場におけるスプレッドの推移】



[減価償却費、レートベースについて]

⑭ 減価償却については、原価算入の対象となる資産の範囲・種別が明確で合理的なものになっているか。

- 減価償却費は、設備投資により形成された発電所等の設備が運転開始することに伴い、当該資産の価値である簿価の一定割合が会計上費用化されるものであるが、電気事業の運営にとって真に必要な不可欠な資産に係るものに限って料金原価への算入が認められる。
- 東北電力は「長期計画停止電源、スポーツ施設・保養所等の厚生施設、病院等の資産は保有していないので、こうした資産に係る減価償却費について、原価算入を行っていない」とのことであり、四国電力は「長期計画停止火力、売却予定資産、販売促進に係るPR施設等に係る減価償却費について、原価算入を行っていない」とのことである。
- 査定方針案においては、「固定資産関連が、電気事業の運営にとって真に必要なものであるかについて、先行投資、不使用設備、予備品／予備設備、建設中の資産^(※)等を中心に行われた特別監査（立入検査）の結果を確認したところ、送電線異電圧、送電線空回線及び空管路、発電所・送電設備等における長期間不使用の土地・建物・機械装置、社宅の空室分、予備品及び予備設備、その他（無償貸与設備、スポーツ施設、PR施設等）については、レートベースから除くべきである。上記の考え方にに基づき、査定を行った資産に関わる減価償却費等の営業費用についても、有識者会議報告に従い、料金原価への算入を認めるべきでない」としている。

（※）設備の新設や改良のための設備投資額は、電気事業固定資産として竣工するまでの期間、建設仮勘定として整理されるが、「建設中の資産」とは、建設仮勘定の平均帳簿価額（資産除去債務相当資産を除く）から建設中利子相当額及び工事費負担金相当額を控除した額に50%を乗じた額。なお、建設仮勘定のうち建設準備口（建設工事の実施が確定する前に建設準備のために要する金額）については、特別監査において査定することとしている。

（査定方針案該当箇所：P62、P63）

⑮ 原価算定期間内に稼働が見込まれない原子力発電設備をレートベースに含める理由が説明されているか。また、建設中の資産について、レートベース算入・不算入の根拠が説明されているか。

- 東北電力は「東通1号機（平成27年7月稼働想定）については再稼働を見込んでいるが、原価算定期間中の稼働を見込まない女川1・2・3号機については、復旧工事に加え、新規制基準を踏まえた耐震裕度工事など再稼働を目指して準備を進めているところであり、電気事業に必要な不可欠な資産としてレートベースに織り込んでいる」とのことである。
- 四国電力は「伊方発電所3号機（平成25年7月稼働想定）については再稼働を見込んでいるが、伊方発電所1・2号機については、原価算定期間中に再稼働を見込んでいない」とのことである。
- 査定方針案においては、「審査要領上、「長期停止発電設備については、原価算定期間内に緊急時の即時対応性を有すること及び改良工事中などの将来の稼働の確実性等を踏まえてレートベースに算入する。」となっている。東北電力及び四国電力においては、これらの原子力発電所について、高経年化対策等に加え、更なる安全性向上対策等の実施を計画し、再稼働に向けた準備を進めているところであり、原価算定期間以降には稼働するものと想定していることから、レートベース及び減価償却費を算入することは妥当である」としている。

- また、建設中の資産^(※)については、「建設中の資産については、工事計画の認可などにより実施することが確定する建設工事のために要する金額の2分の1のみがレートベースに算入されていることを確認した」としている。

(※) 設備の新設や改良のための設備投資額は、電気事業固定資産として竣工するまでの期間、建設仮勘定として整理されるが、「建設中の資産」とは、建設仮勘定の平均帳簿価額（資産除去債務相当資産を除く）から建設中利子相当額及び工事費負担金相当額を控除した額に50%を乗じた額。なお、建設仮勘定のうち建設準備口（建設工事の実施が確定する前に建設準備のために要する金額）については、特別監査において査定することとしている。

（査定方針案該当箇所：P63、P66）

[燃料費、購入電力料等]

⑯ 火力発電所の稼働増に対し、電源構成（原油、LNG、石炭等）の発電単価を踏まえた燃料費の抑制策を講じようとしているか。

○ 東北電力は「自他社ともに発電燃料単価の安い火力機を高稼働にするメリットオーダーの考え方にもとづき、安価な石炭火力をベースに、LNG火力は熱効率が高いコンバインドサイクルを極力高稼働とし、残りの部分を従来型のLNG火力と石油火力に配分している」、四国電力は「供給電力量は、発電所の補修計画や燃料制約等を考慮したうえで、想定した電力需要（電力量）に対して、最も経済的な電源の組合せとなるように需給計画を策定している」とのことである。

○ 査定方針案においては、「東北電力、四国電力の燃料計画について、最も経済性のある石炭をベースに、LNG火力は熱効率が高いコンバインドサイクルを極力高稼働とし、残りの部分を従来型のLNG火力と石油火力の順にて賄うことを基本としていることを確認した」としている。

（査定方針案該当箇所：P31）

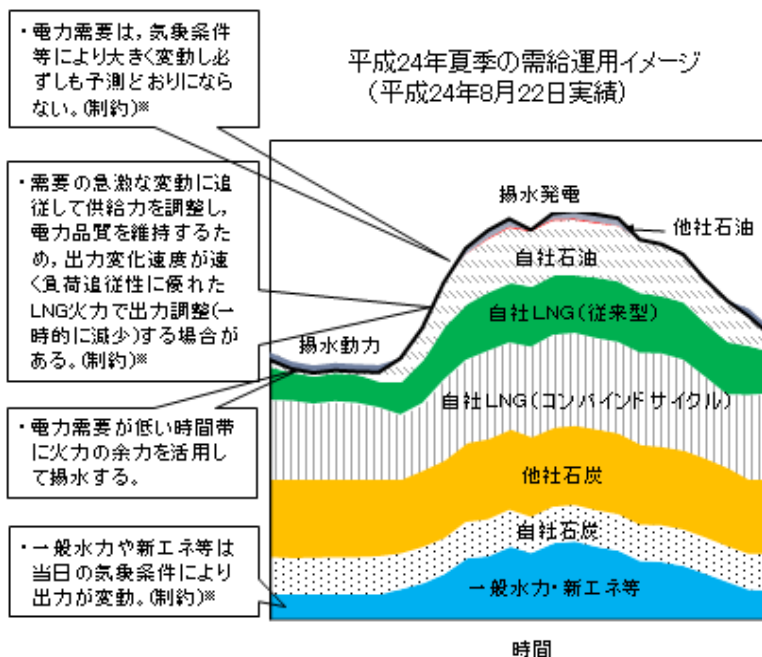
【東北電力】（自他社火力の運転中利用率）

（第22回電気料金審査専門委員会資料5-2）

燃料別			運転中利用率※1 [%]	発電燃料単価 [円/kWh]
自 社	石炭	A	95	4.1
		B	95	4.0
	LNG	C	75	9.1
		D	79／63※2	10.0／12.2※2
		E	71／51※2	10.4／13.2※2
		F	78	13.2
	石油	F	33／26※2	16.0／17.5※2
		G	36	16.3
		H	44	16.5
他 社	石炭	I	92	4.5
		J	90	4.6
		K	89	4.9
		L	87	6.0
		M	87	5.2
		N	63	5.0
	石油	O	15	20.8

※1. 運転中利用率，発電燃料単価は，ともにH25～H27年度の3ヵ年平均値。

※2. 左／右 は，それぞれ コンバインドサイクル／従来型の値。



メリットオーダーによる火力の配分

- 原子力の運転が無いなかで、調整裕度が少ない、一般水力や新エネルギー等を優先的に配分。
- 残りを調整裕度が大きい火力発電所や揚水発電所に配分。なお、配分にあたり、発電燃料単価が安価な発電所から順番に行うことが基本。
- 具体的には、発電燃料単価が安価な石炭火力はベース供給力として、24時間フル出力で運転。
- LNGコンバインドサイクルは、出力変化速度が速く負荷追従性に優れているため出力調整する場合があるが、ベースからミドル供給力として、昼間帯は極力高稼働で運転し、夜間帯は需要に応じて出力調整。
- LNG従来型は、ミドル供給力として石油火力より優先的に配分するが、昼間帯は需要変動に応じて出力調整し、夜間帯は最低出力または停止が基本。
- 石油火力と揚水発電はピーク対応とし、昼間帯は電力需要が大きい時間帯に需要変動に応じて運転し、夜間帯は最低出力または停止が基本。
- 他社受電については、契約上の制約があるものの、基本的には自社電源と同様に電源種別に応じて受電。

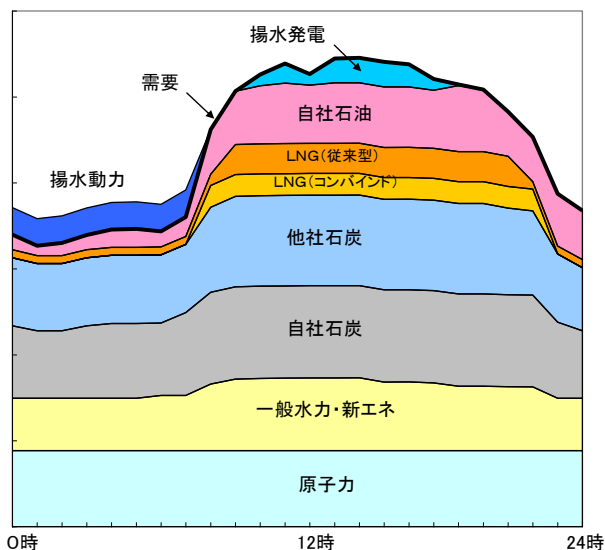
※ その他、メリットオーダーの理論どおりにならない制約

- ・ 燃料の供給量および輸送能力、燃料設備能力
- ・ 発電設備のトラブルや設備保安上の制約
- ・ 送電線に流れる電力の上限による制約
- ・ 他社発電設備の契約上の条件がある。

【四国電力】経済性(メリットオーダーのイメージ)

(第22回電気料金審査専門委員会資料6-2)

1日の需給運用イメージ(H25年8月)

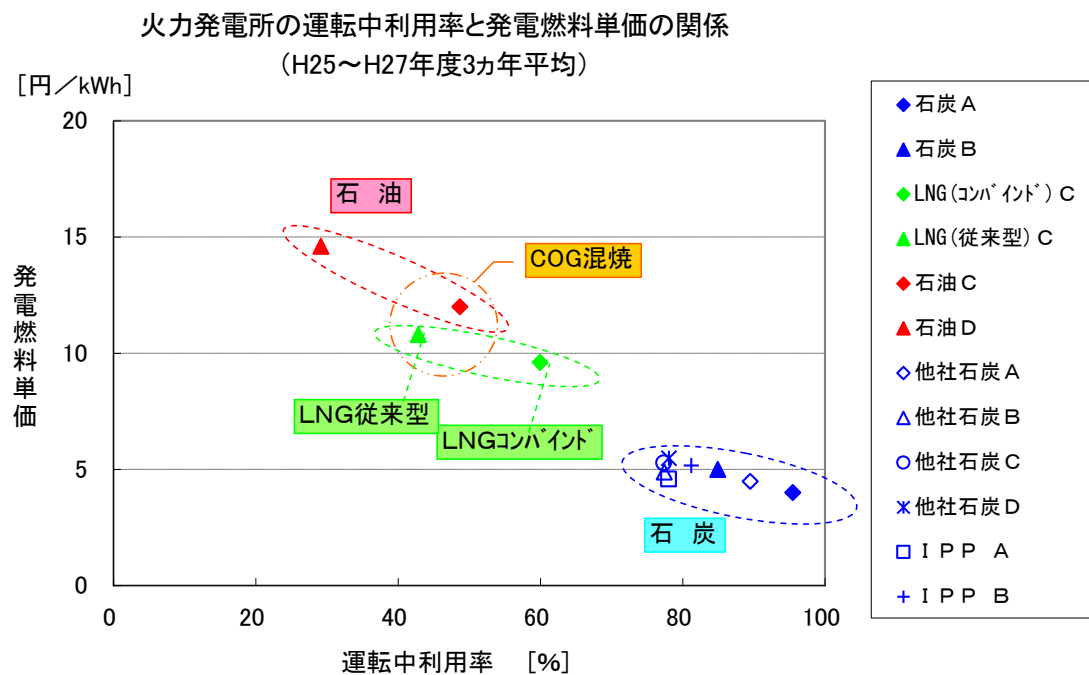


電源種別	発電燃料単価※1 [円/kWh]	1日の運用の状況	
		昼間帯	夜間帯
ピーク	揚水発電	19.0~ ピーク時に運転 〔需要変動に応じ出力調整〕	—
	自社石油	12.0~14.6 〔需要変動に応じ出力調整〕	最低出力※2 〔需要変動に応じ出力調整〕
	自社LNG	従来型 10.8 フル出力 コンバインド 9.6 フル出力	最低出力※2 〔需要変動に応じ出力調整〕 停止
ミドル	他社火力(石炭)	4.5~5.5 フル受電	ほぼフル※3
	自社石炭	4.0~5.0 フル出力	ほぼフル※3 〔需要変動に応じ出力調整〕
ベース			

※1 H25~H27年度の3年平均

※2 起動・停止に時間がかかることから発電単価は高いが昼間の供給力確保のため電力需要が減少する夜間にも停止できない場合がある。

※3 夜間休日等の軽負荷時に石炭を抑制する断面もある



- ⑰ 今回の原価算定期間において、燃料調達の長期契約の満了件数及び契約更改等によるコスト削減の定量的な見込みはどのようなになっているか。また、LNGの調達に関し、中途解約の違約金について、どのように設定されているか明らかにされているか。
- ⑱ 燃料費の低廉化について、具体的な取組方針が、必要な情報とともに説明されているか。また、これらの取組による燃料費削減期待額を織り込んで、あらかじめ燃料費を削減できないか。

○ 東北電力、四国電力の燃料計画について、最も経済性のある石炭をベースとして、次に経済性のあるLNGを優先的に消費、残りの所要量を石油の順にて賄うことを基本としている。この結果、東北電力は原子力利用率の低下に伴う火力燃料使用量の増により、火力燃料費が平成20年原価に比べて1,248億円増の5,056億円（うち石油系998億円、ガス系3,169億円、石炭系890億円）、核燃料費が同96億円減の12億円、新エネルギー（地熱蒸気料）が同7億円減の60億円を、四国電力は火力燃料が138億円増の1,231億円（うち石油系573億円、ガス系335億円、石炭系323億円）、核燃料費が同34億円減の52億円を原価に算入している。

【東北電力】	前回 [H20]	今回申請 [H25～H27]	今回－前回 (億円)
燃 料 費	3,982	5,128	1,146
火力燃料費	3,808	5,056	1,248
石油系	1,404	998	▲406
ガス系	1,761	3,169	1,407
石炭系	643	890	247
核燃料費	108	12	▲96
新エネルギー (地熱蒸気料)	67	60	▲7

【四国電力】	前回 [H20]	今回申請 [H25～H27]	今回－前回 (億円)
燃 料 費	1,179	1,282	104
火力燃料費	1,093	1,231	138
石油系	629	573	▲56
ガス系	178	335	156
石炭系	286	323	37
核燃料費	86	52	▲34

○ 燃料費について、査定方針案においては、以下のとおりとしている。

(ア) LNG

①至近の各社調達実績と全日本通関価格との比較

- ・LNG長期契約の調達価格については、契約時期の影響等に左右されるが、現行契約の価格フォーミュラと調達数量を確認したところ、至近の実績では、平均すれば、東北電力・四国電力ともに、JLCよりも割高な価格での調達となっている。

②調達コスト削減に向けた取り組みの実施状況

- ・東北電力は、LNG価格体系の多様化に向けて、米国シェールガスや東アフリカのモザンビークLNGプロジェクトなどの新しい案件について検討を進めていること、新規契約協議を進めている豪州ウィートストーンLNGプロジェクトにおいて、東京電力との共同調達スキームを確立すべく、関係者間で協議を進めていることなどを明らかにしている。

- ・四国電力は、現在マレーシアからの長期契約1本のみであるが、今後、坂出發電所2号機のLNGコンバインドサイクル化等にあたり追加調達が必要となった場合には、安定性と経済性の両立に留意し、調達価格の低減に努めていくことを表明している。

③原価算定期間中における長期契約の価格改定対象数量

- ・東北電力については、長期契約7プロジェクト（約310万トン／年）のうち、原価算定期間中に4プロジェクト（約107万トン／年）が価格改定を迎える。
- ・四国電力については、マレーシアからの長期契約1本（年間基本数量36万トン）のみであるが、契約期間（H22/4～H37/3）中の定期的な価格見直し条項はない。
- ・なお、LNG長期契約における、調達義務に関し、不可抗力による引取不能は免責されるが、不可抗力以外であれば、契約未達数量はテイクオアペイ（引き取らない場合にも支払義務あり）と定められていることを確認した。また、契約中の途中解約については、不可抗力が長期間継続する場合や債務不履行等の特別な場合を除き不可となっていることを確認した。

④LNG購入価格の算定

- ・LNGの購入価格は、原油価格を指標とした価格フォーミュラにより決定されるが、申請原価は、24年10月～12月の購入価格を算定する際に参照する全日本通関原油CIF価格を、プロジェクト毎の価格フォーミュラを適用し算定していることを確認した。
- ・原価算定期間内に価格改定を迎える長期契約の改定後価格について、東北電力から提出された基本契約書においては、価格改定協議の指標として、価格改定協議期間中及び価格改定対象期間の日本向け長期LNG契約に対して「競争力」を持つことと等を定めていることを確認した。
- ・北米におけるシェールガス産出に伴い国際的な天然ガスの需給構造が変化していく中で、今回の原価算定期間以降に輸入されるものではあるが、関西電力や東京電力など我が国企業が、これまでの通例であって石油価格リンクではなく、天然ガス価格にリンクしたLNG調達契約を結ぶといった新たな動きが見られる。さらに今年5月には、米国政府から日本向けのシェールガスの輸出許可が得られたところ。
- ・今回の申請原価において、東北電力は、改定後価格について、自社が今後取引を開始する合意済の契約のうち最も安い価格として申請原価に織り込んでおり、四国電力は、「マレーシアから日本向けの平均的な価格」であるとして、24年10月～12月の実績平均で織り込んでいるところ。上記のようなLNG調達をとりまく環境の変化を踏まえ、将来の効率化努力を先取りした調達価格を織り込んだ原価算定を行うべきである。また、四国電力は、自ら価格交渉を行わず、他社の契約交渉の結果が自らの調達価格に反映されることが契約上明らかになっていることから、他社において将来の経営効率化努力が行われることを踏まえた原価算定を行うべきである。
- ・具体的には、東北電力については、関西電力・九州電力の査定方針と同様、25年度および26年度については、資源エネルギー庁が平成25年3月に行った電気事業法第106条に基づく報告徴収の結果を踏まえ、申請会社以外の一般電気事業者も含め、原価算定期間に契約更改等が実施される長期プロジェクトのうち、合意済みの更改価格等が現時点で最も低価格なものの価格（いわゆるトップランナー価格）を原価織り込み価格とすべきである。加えて、27年度以降については、契約更改交渉までに十分に交渉のリードタイムがあり、また、米国からシェールガスが非FTA締結国に輸出開始が見込まれる時期でもあることから、天然ガス連動価格を一部反映した原価織り込み価格とすることが適当である。また、四国電力のLNG長期契約については、マレーシアから日本向けの平均価格で購入するとしているところ、マレーシアから日本向けの長期プロジェクトが今後順次価格改定を迎える際に調達各社がそれぞれ効率化努力を行うことを踏まえた査定を行うことが適当である。

- ・スポット購入価格について、東北電力は、直近24年10～12月のJLC並みで織り込んでいるが、JLCは我が国の長期契約・スポット契約全体のLNG輸入価格の平均であり、スポット調達には調達のタイミング等によって価格が大きく変動する面があることから、一般電気事業者全体の平均調達価格を原価織り込み価格とすべきである。また、四国電力は、25年度及び26年度分の増量オプション（単年度；6万トン）を原価に織り込んでいるところ、26年度分については、申請後に行役を行っていることも踏まえ、既契約扱いとはせず、スポット購入価格として査定を行うのが適当である。

（イ）石炭

- ・発電効率向上や設備コスト抑制のため、主に豪州から熱量の高い石炭を調達していることから、全日本通関価格と比較すると購入価格が割高となっているが、経済性のある石炭調達の観点から、両社とも、調達国や契約交渉時期の分散化等の取組を行っていることを確認した。さらに、発電所設備仕様を踏まえつつ、豪州炭との混炭による低品位炭（亜瀝青炭）の導入・拡大を実施し、当該コスト削減効果も織り込んでいることを確認した。
- ・石炭の各年度の購入価格は、直近24年10月～12月の自社の各国別購入価格等を基に算定されていることを確認した。
- ・原価への織り込みについては、関西電力・九州電力の査定方針と同様、各国別の全日本通関CIF価格を、原価算定期間における自社の調達予定数量で加重平均した価格を上限として算入を認めるべきである。
- ・東北電力については、一部の価格について、各国別の全日本通関CIF価格を上回るものがあることから原価を減額することが適当であるが、東北電力から、熱量の高い石炭の購入に伴い、原価算定上の石炭の消費数量が減少していること等の定量的なデータの提出があったことから、内容を精査した上で、一部の価格については織り込み熱量に応じて補正を認めることが適当である。
- ・四国電力については、直近24年10月～12月の自社の購入実績は、全日本通関CIF価格を上回っているが、全日本通関CIF価格並みまで自主カットを行い、申請原価に織り込まれていることを確認した。

（ウ）石油

- ・東北電力は、発電所の環境規制への対応のために主に低硫黄の重原油を使用しており、四国電力は、脱硫装置を設置しているユニットにおいて、供給安定性と経済性に優れる高硫黄C重油を中心に使用していることを確認した。
- ・また、供給安定性の確保と価格低減の同時達成の観点から、原油の調達先の分散化、価格指標の多様化等を図っていることを確認した。
- ・今回の申請原価において、東北電力は、原油等の原価算定にあたり、全日本通関原油価格（JCC）と比べ季節による価格変動が大きい低硫黄原油の価格を平準化し原価に反映するため、ディファレンシャル方式を使用している。具体的には、直近24年10月～12月のJCCに、当該油種価格とJCCの1年間の価格差（平均）を反映させ算出している。原油については、過去の料金改定においても、同様の考え方により、JCCとの格差を基に算定されていることを確認したため、ディファレンシャル方式による原価算定を認めることが適当である。他方、輸入重油、軽油等については、過去の料金改定において、必ずしも同様の考え方がとられていないこと等を踏まえ、先に電気料金値上げ申請が行われた東京電力、関西電力及び九州電力と同様、直近24年10～12月の購入価格を算定する際に参照する指標価格等を適用し算定することが適当である。四国電力については、原油等について、直近24年10～12月の購入価格を算定する際に参照する指標価格等を適用し算定されていることを確認した。
- ・また、国産重油については、両社とも、直近24年10～12月における元売りと大口需要家の間のいわゆるチャンピオン交渉における仕切価格等を基に算定されていることを確認したが、既に決定価格が発表されていることから、原価への織り込みについても、決定価格に置き換えることが適当である。

(3) 原料以外の諸経費について

- ・火力燃料の調達に係る諸経費のうち、子会社・関係会社取引において、東北電力・四国電力が今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき、原価を減額すべきである。

(査定方針案該当箇所：P32～P37)

- ⑭ 他の電力会社及び電気事業者に支払う購入電力料、販売電力料及び再処理積立金について、その内容は明らかにされているか。特に、
- ・購入電力料の契約相手方の広告宣伝費、寄付金、団体費等は合理的理由があるものに限られているか、そのほか、契約相手方にコスト削減努力を求め、定量的なコスト削減を織り込んでいるか。
 - ・東北電力の日本原電からの購入電力料については、人件費等の費用について、東北電力並の削減努力を反映しているか。
 - ・四国電力は、融通送電分について、消費者の理解が得られるよう、他社への販売電力料の見込みを明確かつ合理的に説明しているか、また、発受電電力量や費用構成との関係を分かりやすく説明しているか。

○ 購入電力料について、東北電力は原子力発電所の停止等に伴い、受電電力量合計は減少している一方、自家発や新エネルギーからの購入増加および燃料価格の上昇等により、平成20年原価に比べて、514億円増の3,644億円を、四国電力は契約更改に伴う単価の低下等により、88億円減の654億円を原価に算入している。

購入電力料の算定概要（東北電力、第23回電気料金審査専門委員会資料6-1）

(億 kWh, 億円, 円/kWh)

		今回改定 (25～27年度平均)			前回改定 (20年度)			差引(今回-前回)			備考 (料金の増減理由等)
		電力量	料金	単価	電力量	料金	単価	電力量	料金	単価	
地帯間購入電力料 (他電力会社からの購入)		108 [84]	1,392 [1,106]	12.93 [13.09]	122 [84]	1,221 [853]	9.97 [10.18]	▲ 15 [1]	171 [252]	2.96 [2.91]	受電電力量の減等 燃料価格の上昇による増 ※[]は系統運用電力の再掲
(電力会社以外からの購入) 他社購入電力料	卸電気事業者 (電源開発・日本原電)	24	315	13.17	30	281	9.22	▲ 7	34	3.95	H21/7 電発磯子新2号からの受電 開始による増
	卸供給事業者 (共同火力等)	189	1,521	8.05	188	1,436	7.63	1	86	0.41	燃料価格の上昇等に伴う増
	自家発等 (自家発・取引所取引等)	16	260	16.37	6	78	12.43	10	182	3.94	自家発からの購入電力量の増 取引所取引織込みによる増
	新エネルギー	20	156	7.95	11	114	10.00	8	42	▲ 2.05	再エネ導入量の増
	計	248	2,252	9.06	236	1,909	8.08	12	343	0.98	受電電力量の減等 燃料価格の上昇による増
購入電力料計		356 〈272〉	3,644 〈2,538〉	10.23 〈9.34〉	359 〈275〉	3,130 〈2,277〉	8.73 〈8.28〉	▲ 3 〈▲ 3〉	514 〈261〉	1.50 〈1.06〉	※〈 〉は系統運用電力除き

- (注) 1. 系統運用電力とは、隣接電力との間で、設備を効率的に運用することを目的に同時同量、同じ価格で電気のやりとりを行う契約
2. 四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある

購入電力料の算定概要（四国電力、第23回電気料金審査専門委員会資料7-1）

（億円、億kWh、円/kWh）

		今回改定 (H25～27) A			前回改定 (H20) B			差 引 C = A - B			備 考 (主な差異理由)
		金額	電力量	単価	金額	電力量	単価	金額	電力量	単価	
地帯間購入電力料 (他の電力会社からの購入)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	
他社購入電力料 (電力会社以外からの購入)	卸電気事業者 (電源開発株)	356	48	7.35	488	54	9.02	▲133	▲6	▲1.67	・契約更改に伴う 単価の低下
	卸供給事業者 (IPP・公営等)	230	29	7.87	224	30	7.43	6	▲1	0.44	
	自家発・ 取引所取引	21	2	11.40	1	0	7.22	21	2	4.18	・取引所取引を 今回から織込み
	新エネルギー	48	7	7.25	30	3	11.34	18	4	▲4.09	・再エネ買取制 度の影響※
	計	654	86	7.61	743	87	8.54	▲88	▲1	▲0.93	
購 入 電 力 料 計		654	86	7.61	743	87	8.54	▲88	▲1	▲0.93	

注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

※ 太陽光余剰買取制度(H21/11～)や再エネ全量買取制度(H24/7～)の導入等により購入量は増加したが、再エネ購入に係る費用の一部を電気料金とは別に、再生可能エネルギー発電促進賦課金で回収することなどから、実質的な購入単価が低下。

- 東北電力は「購入電力料における原子力発電については、平成20年原価に比べて96億円減の383億円を原価に算入している。なお、購入電力料におけるコスト削減額は固定費用の削減や今後の交渉努力を先取りしたコスト削減分などで年平均50億円の効率化を織り込んでおり、日本原子力発電の費用についても、人件費や修繕費、委託費等で、可能な限りの削減努力を効率化として織り込んでいる」とのことである。

原子力発電の購入電力原価内訳（対前回改定比較）

（東北電力、第23回電気料金審査専門委員会資料6-1）

（億円）

費用項目	今回改定	前回改定	差引	備考(増減説明等)
人 件 費	22	26	▲4	人件費単価の削減
修 繕 費	56	149	▲93	停止時点検費用、修繕範囲の縮小による減
委 託 費	25	38	▲13	調査関連委託業務の削減
普 及 開 発 関 係 費	0	1	▲1	発電所PR関連費の削減
諸 費	3	4	▲1	雑費の削減
除 却 費	11	9	2	安全対策関連費の増
再 処 理 関 係 費	50	49	1	柏崎刈羽の再処理対象数量の増
一 般 負 担 金	43	-	43	原子力損害賠償支援機構法に基づき今回申請から計上
減 価 償 却 費	80	72	8	安全対策工事等改良工事による増
事 業 報 酬	22	19	3	レートベースの増
核 燃 料 費	12	27	▲15	発電計画の差異による減
送 電 料 金	4	10	▲6	〃
そ の 他	54	75	▲21	〃
効 率 化 額 (再 掲)	(▲12)	-	-	-
合 計	383	479	▲96	-

(注) 1. 四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある

○ 再処理積立金については、「原子力発電における使用済み燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」に基づき、原子力発電所から発生する使用済み燃料の再処理等の費用に充てるため積み立てが義務づけられている費用であるが、原子力利用率の低下に伴い、東北電力は平成20年原価に比べて73億円減の42億円を、四国電力は同34億円減の63億円を原価に算入している。

なお、東北電力は「日本原電に支払う役務料金には、事業運営に必要な費用として寄付金・交際費・諸会費・広告宣伝費が含まれているが、今回の料金原価における積立金は、審査要領に準拠し、寄付金・交際費を全額カットするとともに諸会費・広告宣伝費については、費用の優先度を考慮し、精査した上で算定している」とのことである。

使用済燃料再処理等費の算定概要（東北電力、第23回電気料金審査専門委員会資料6-2）

（百万円）

		今回				前回 (B)	今回-前回 (A-B)
		25年度	26年度	27年度	25~27年度 平均(A)		
制度措置分 (日本原燃分)	積立金(将来分)	-	-	3,191	1,064	7,429	▲6,365
	積立金(過去分)	2,691	2,691	2,691	2,691	2,691	-
	小計	2,691	2,691	5,882	3,755	10,120	▲6,365
海外分	再処理等費	1	-	-	0	-	0
その他 (輸送費)	発電所構内の輸送	70	82	109	87	336	▲249
	六ヶ所再処理工場への輸送	348	412	221	327	1,035	▲708
	海外再処理工場への輸送	16	11	9	12	8	4
	小計	434	505	339	426	1,379	▲953
合 計		3,126	3,196	6,221	4,181	11,499	▲7,317

使用済燃料再処理等費の算定概要（四国電力、第23回電気料金審査専門委員会資料7-2）

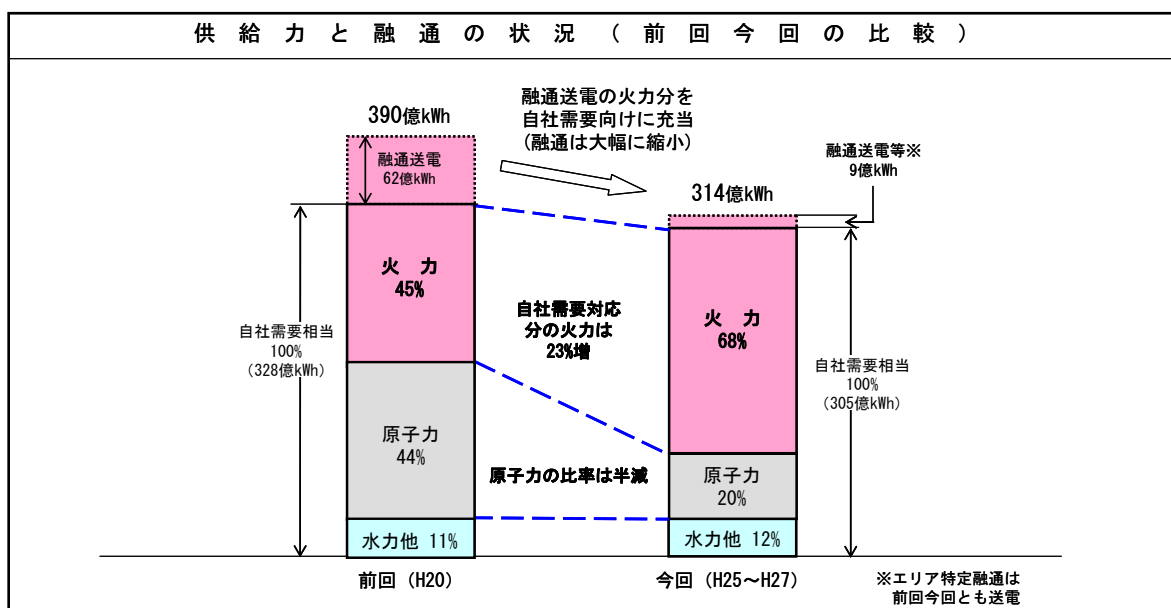
（百万円）

		今回				前回 (H20)	差引
		H25	H26	H27	H25~H27 平 均		
制度措置分 (日本原燃分)	積立金(将来分)	2,505	2,499	3,240	2,748	5,800	▲3,052
	積立金(過去分)	3,239	3,239	3,239	3,239	3,239	0
	小 計	5,743	5,738	6,479	5,986	9,038	▲3,052
海外分		0	0	0	0	25	▲ 25
その他 (輸送費)	発電所構内の輸送	0	64	81	48	122	▲ 74
	六ヶ所再処理工場への輸送	163	331	187	227	501	▲ 274
	海外再処理工場への輸送	0	0	0	0	8	▲ 8
	保険料・補償料	0	8	8	5	6	▲ 1
	小 計	163	403	276	281	638	▲ 357
合 計		5,906	6,141	6,755	6,267	9,701	▲3,434

○ 四国電力は、第24回電気料金審査専門委員会において、「融通送電の電力量について、原子力停止に伴い火力の供給力を自社需要に充当させざるを得ない状況であり、伊方3号機の再稼働を織り込んだとしても、年間を通じ安定した供給余力が保持できないことから、自社需要に準ずるものとして送電するエリア特定融通以外の融通送電は難しい」旨の説明をしている。

一方で、日々の受給運用のなかで生じる供給余力については、第23回電気料金審査専門委員会において、「取引所を積極的に活用することとし、具体的には、今回の原価算定期間の原子力利用率（33.8%）とほぼ同程度であった平成23年度（37.7%）における売り約定量77百万kWhを上回る109百万kWhの約定量を盛り込んだ」との説明を行っている。

また、費用構成との関係については、第24回電気料金審査専門委員会において、「融通送電に伴う収入が、控除収益として総原価を低減させることになるものの、前回融通料金で回収していた原価分が、今回は、融通送電分を自社需要に充当することで必要供給力を確保していることから、小売料金で回収せざるを得ない」旨の説明を行っている。



融通の種類と料金の考え方（第24回電気料金審査専門委員会資料4-3）

	融通電力量の構成比 前回(H20)	概要
① エリア特定融通 （料金属出対象）	約1割	【経緯】送電システムの制約等により、四国から供給することが合理的であるため、従来より他電力会社の供給区域内の特定エリアに向け、継続的に送電を続けているもの。 ・融通料金は、自社需要に準ずる需要とみなし、全電源平均コストに基づき、受電会社と協議・決定。
② 長期融通 （料金属出対象）	約6割	【経緯】当社では平成12年に石炭火力70万kWを開発。将来の需要増やスケールメリットによる経済性も睨んで、大容量機を導入し、運開初期の供給余力を活用した融通送電を行い、融通料金で固定費を回収することで、設備の有効利用と四国域内の原価低減に寄与していたもの。 ・受電会社との間で、10年間送電することを約し、計画的に融通送電。 ・融通料金は、対象電源を特定し当該電源の燃料費と設備等のコストに基づき、受電会社と協議・決定。 ・契約期間満了により既に契約が消滅※。
③ 短期融通 （料金属出対象外）	約3割	【経緯】他電力会社の原子力トラブルに伴う定検延長リスクやLNG供給不安に伴う受電ニーズに対して、当社の供給余力（石油火力および石炭火力）により送電したもの。 ・当社火力の余力を活用し、短期間（数ヶ月～数年程度）、他電力会社へ送電する融通。 ・融通料金は、当社火力の燃料費と設備等のコストに基づき、受電会社と協議・決定。

※ 契約終了後は、他の火力と合わせた余力を短期融通として活用していた。

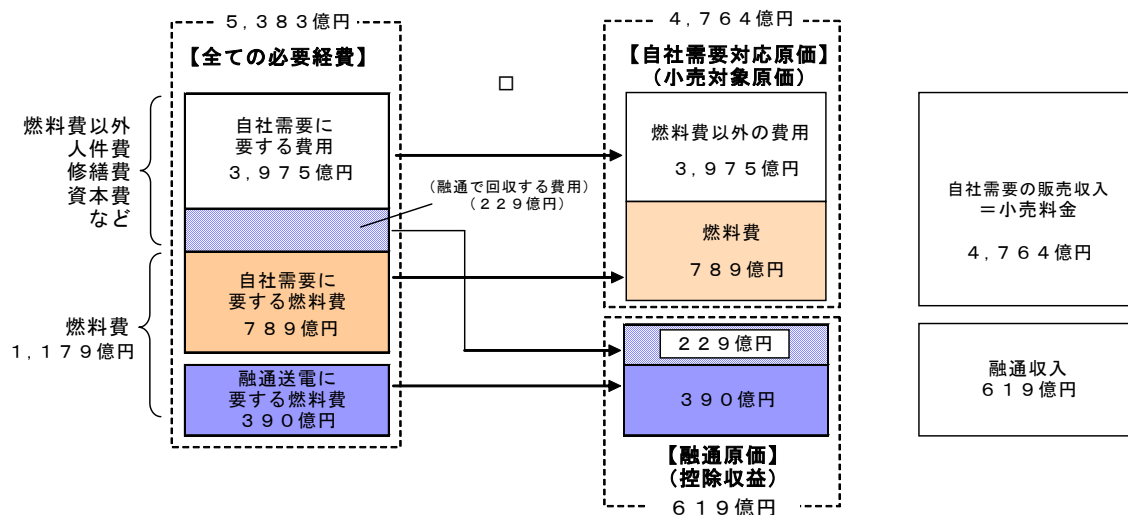
⇒ 上記融通のうち、①は今回・前回ともに織込み、②、③は前回のみ織込み

卸電力取引による約定量の織り込みについて（第23回電気料金審査専門委員会資料4-2）

□	実績				至近3カ年平均 (百万kWh)	今回改定 (百万kWh)
	21年度 (H21/12~22/3)	22年度	23年度	24年度 (H24/4~24/11)		
販売実績	18	136	77	96	109	109
購入実績	101	16	38	124	93	93
(参考) 原子力利用率	79.6%	90.9%	37.7%	0%	51.8%	33.8%

前回料金改定時の原価における総原価と融通原価について
（第24回電気料金審査専門委員会資料4-3）

◇ 前回原価における総原価と融通原価（＝融通収入）



- 査定方針案においては、「購入電力料のうち、コスト積み上げベースで料金が算定され、国がその内容を確認することが可能なもの（電気事業法第22条（卸供給の供給条件）に基づく届出を受けているもの）については、契約相手先から東北電力及び四国電力に対し、料金に含まれている寄付金等の額などを示した書類での回答があり、その書類を確認したところ、東北電力には広告宣伝費、団体費等が料金原価に算入されているが、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から除くべきである」とするとともに、「購入電力料、販売電力料とも、原価算定期間内に契約期限を迎えないものについては、契約内容を確認し、適正に算定されていることを確認した。今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額すべきである」としている。

○ また、東北電力が東京電力及び日本原子力発電株式会社（以下、「日本原電」という。）に支払う原子力発電による購入電力については、「受電量に応じて支払う電力量料金と受電量にかかわらず支払う基本料金の組み合わせで設定されている。今回申請では、原価算定期間における東京電力福島第二発電所及び日本原電からの受電量をゼロと見込んでおり、核燃料費等受電量に応じて支払う電力量料金は原価に算入されていないことなどから、原子力発電に係る購入電力料全体で前回（20年改定）に比べて、96億円の減となっている。他方で、今回申請においては、停止中の原子力発電所に係る維持管理や安全対策工事などに必要と見込まれる費用が原価算入されているが、これらの費用については、購入の相手方との契約書原本等を確認した結果、以下の理由から、原価に算入することを認めることが適当である。

- ①発電電力量の全量を受電会社に供給することとしているなど当該原子力発電所は契約の相手方との共同開発であると認められる。
- ②このため、人件費、修繕費や減価償却費等の原子力発電所を安全に維持管理する費用や、将来の稼働に向けた投資に要する費用についても、自社電源同様、負担する義務があると考えられる。

また、東北電力が契約している発電所は、東京電力及び日本原電においては、津波対策や耐震強化に係る改良工事を実施中であるなど、発電再開に向けた準備を実施中である。

他方で、東北電力は契約の相手方に対して効率化努力を求めていくべきであり、既設分の減価償却費や固定資産税等といった効率化努力が見込めない費用を除く人件費や修繕費等について、東北電力自身による効率化努力分と比較し、既に織り込まれている効率化努力分では足らざる部分については、料金原価から減額すべきである。

とりわけ、日本原電については、東北電力も出資している会社であり、役員における人的関係等を考慮すれば、日本原電からの購入電力料に含まれる人件費については、東北電力の削減努力並に料金原価から減額し、その他の一般管理費等のコスト削減可能な経費についても、東北電力のコスト削減努力に照らし、10%減額すべきである。

特に人件費については、日本原電の現行の常勤役員 1 人当たり報酬額2,800万円（平成23年度実績）を東北電力同様、国家公務員指定職と同水準（1,800万円）とするとともに、東北電力の役員と兼務している非常勤役員への報酬については原価算入を認めるべきではない。また、1 人当たり従業員給与については、現行801万円（平成23年度実績）であるところ、東北電力の査定後の水準である596万円まで料金原価を減額すべきである。

なお、他社の査定方針も踏まえ、さらに東北電力が日本原電と交渉した結果、平成25年度の受給契約において、工事の一部を翌年度以降に繰り延べることなどにより減額となったため、これも料金原価から減額すべきである」としている。

- また、四国電力の査定方針案においては、「原価算定期間中における供給予備率を確認したところ、電気の安定供給に必要な「原則8%」の予備力を確保した上でもなお、総体的に見て高い水準であることが確認された。また、四国電力は、発電における規模の経済を発揮させるために大規模な発電所を建設し、需要が追いついてくるまでは外販しつつ、固定費の回収に努めてきたところであるが、今回の申請では、限界費用が安価な電源を域内の供給に振り向けており、他の電力会社に対する電気の販売は限定的となっている。しかしながら、他の電力会社等に継続的に販売することは困難であっても、卸電力取引所取引を最大限活用することは可能と考えられることから、「平成26年度の各月毎の代表日のメリットオーダーに基づいた需給バランスを作成し、稼働中ユニット毎の限界費用を算定したうえで、過去実績の約定価格（365日×48コマ）とコマ毎にマッチングさせた場合の売り入札に係る約定量、約定額及び利益額」を想定し、当該利益額と料金原価に織り込まれている利益額を比較して上回る部分については、料金原価から減額すべきである。なお、四国電力は供給バランス上停止させている電源を保有しているが、これらの電源は起動までに約24時間を要し、変動する市場価格に応じて柔軟に電気を投入することはできないことから、試算の対象には含めない」としている。
- 使用済燃料再処理等費については、査定方針案において、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」及び前提計画に基づいて算定されていることを確認した。また、その他（輸送費）については、既契約等に基づいて算定されていることを確認した。ただし、「制度措置分（日本原燃分）については、コスト積み上げベースで料金が算定され、国がその内容を確認することが可能なもの（原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律に基づくもの）であり、日本原燃から東北電力及び四国電力に対し、料金に含まれている広告宣伝費等の額などを示した書類での回答があり、その書類を確認したところ、広告宣伝費が料金原価に算入されているが、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から除くべきである」としている。

（査定方針案該当箇所：P48、P50、P51、P97）

⑳ 原価算定上、原子力発電所が再稼働することを織り込んだ理由と再稼働しない時の電気料金への影響を明確に説明しているか。

- 東北電力は「原子力発電所の再稼働に向けては、新規規制基準を踏まえて必要な安全対策工事を確実に実施することに加え、地元の理解獲得が不可欠と考えており、そのために一定の期間が必要と認識している。その上で、地点毎の状況を踏まえて、料金原価算定上の前提として東通1号機と柏崎刈羽1号機（東京電力より半量受電）の電力量を織り込んでいる。また、原子力発電所の稼働を織り込まない場合、火力燃料費負担の増加などにより、年平均で約400億円程度の原価影響がある（改定率では3%程度）」とのことである。
- 四国電力は「現在停止中の伊方発電所については、新安全基準への早期対応が可能と考えられる3号機について、原価算定上、平成25年7月からの再稼働を織り込んでいる。これは、新安全基準が平成25年7月に施行され、原子力規制委員会において、事業者の評価・確認結果に対する確認が速やかに行われることを前提としている。また、伊方発電所の再稼働を全く織り込まない場合、今回申請原価から更に650億円程度のコスト増となり、収入不足額はほぼ倍増する」とのことである。

② バックエンド費用について、その内容及び電気料金との関係が分かりやすく明確に情報提供されているか。

○ バックエンド費用については、①「原子力発電における使用済み燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」に基づき、原子力発電所から発生する使用済み燃料の再処理等の費用に充てるため積み立てが義務づけられている費用、②「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に基づき、使用済み燃料の再処理を行った後に生ずる特定放射性廃棄物の最終処分に必要な費用を拠出することが義務づけられている費用、③「原子力発電施設解体引当金に関する省令」に基づき、原子力発電施設の解体等の必要な費用を引き当てることが義務づけられている費用等からなる。原子力発電所の設備利用率の低下に伴い、東北電力は平成20年原価に比べて148億円減の51億円を、四国電力は同82億円減の89億円を原価に算入している。

○ また、原子力バックエンド費用について、両電力会社が電気料金審査専門委員会で説明した詳細資料については、両電力会社及び経済産業省のホームページでも公表している。

原子力バックエンド費用の算定概要（東北電力、第23回電気料金審査専門委員会資料6-2）

（億円）

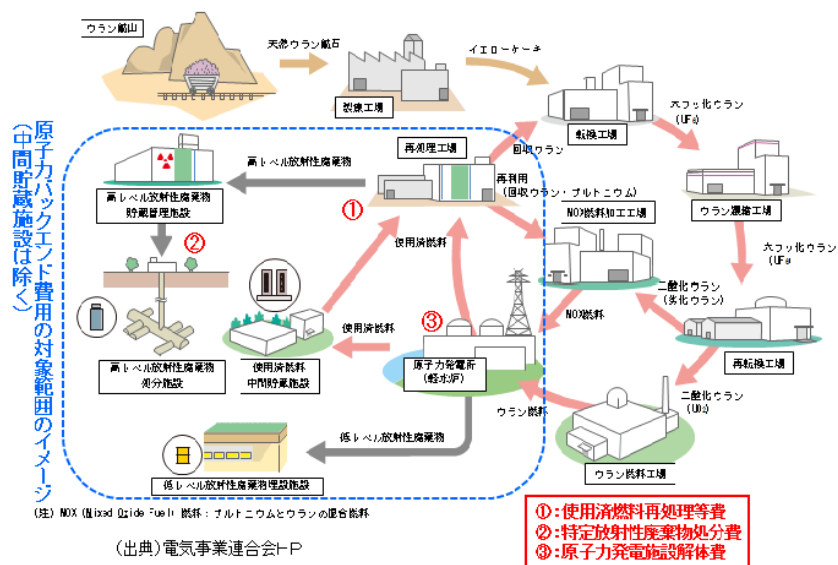
	今回 (H25～H27) A	前回 (H20) B	差 A-B	備 考
①使用済燃料再処理等費	42	115	▲73	
使用済燃料再処理等発電費	15	88	▲73	原子力発電電力量の減
使用済燃料再処理等既発電費	27	27	—	平成16年度までの発電に対応する分
②特定放射性廃棄物処分費	4	37	▲32	
当期発電分	2	29	▲27	原子力発電電力量の減
平成11年末までの発電分	2	8	▲5	平成25年度で拠出が終了することによる減
③原子力発電施設解体費	5	47	▲42	原子力発電電力量の減
合 計	51	199	▲148	

原子力バックエンド費用の算定概要（四国電力、第23回電気料金審査専門委員会資料7-2）

（百万円）

	今 回 (H25～H27)	前 回 (H20)	差 引	備 考
使 用 済 燃 料 再 処 理 等 費	6,267	9,701	▲3,434	
使用済燃料再処理等発電費	3,029	6,463	▲3,434	利用率の減(前回82.0%→今回33.8%)
使用済燃料再処理等既発電費	3,239	3,239	0	
特 定 放 射 性 廃 棄 物 処 分 費	1,155	3,857	▲2,702	
当 期 発 電 対 応 分	675	2,117	▲1,442	利用率の減(前回82.0%→今回33.8%)
平 成 1 1 年 末 迄 の 発 電 対 応 分	479	1,740	▲1,261	平成25年度拠出終了による減
原 子 力 発 電 施 設 解 体 費	1,429	3,462	▲2,033	利用率の減(前回82.0%→今回33.8%)
合 計	8,851	17,020	▲8,170	

<原子力バックエンド費用の概要>



〔規制部門と自由化部門の関係について〕

② 原価の部門間の配分について、規制部門と自由化部門を比較した妥当性が検証でき、定量的で平易な説明を行っているか。

③ 規制部門と自由化部門の損益構造が、バランスのとれたものとなっているか。

○ 査定方針案においては、原価の部門間の配分について、「個別原価計算においては、算定規則に基づき各費用の配分計算が適切に行われていることを確認した。また、事業者が独自に設定した基準についても、計器等の費用を口数比ではなく直接各需要に整理している等、より実態に即した費用配分となっている。総原価の90%超（東北電力：約93%、四国電力：92%）が固有費及び直課により配分されていることは妥当であると考えられる。

○ 固定費の各需要種別への配分方法は「2：1：1法※」等が算定規則により規定されているが、その際、低圧需要の最大電力は、サンプル調査（東北電力は約1,100件、四国電力は395件のデータを取得）に基づく推計値が用いられており、過大推計されていないことが確認された。

※最大電力に2、夏期・冬期尖頭時責任電力に1、発受電量に1の割合で合成された値により固定費を配分する方法。

○ また、総原価に対する事業報酬の割合については、前回改定時以降の燃料費の増加等に伴う収益構造が改善され、東北電力は、規制部門が6.3%、自由化部門が5.3%、四国電力は、規制部門が6.1%、自由化部門が5.4%、となっており、それぞれの部門における固定費の割合を適切に反映したものであることが確認された。

○ なお、今回改定以降の収益構造の変化については、事後評価において部門別収支が毎年公表され、原価算定期間終了後には原価と実績の部門別評価を実施することとなっているが、経済産業省は、平成24年2月に新たに設定された料金認可申請命令の発動基準に基づき、収益構造のゆがみが著しく、また、構造的なものと認められる場合には、事業者がこれに応じない場合には、料金認可申請命令の発動を検討すべきである」としている。

（査定方針案該当箇所：P125）

[需要の推計、見込みと実績の乖離について]

②④ ピーク需要の推計は、合理的な根拠に基づき適切に行われているか。また、ピーク需要比については、景気拡張期、後退期をどのように織り込んでいるか明らかにされているか。

- 査定方針案においては、ピーク電力需要の推計について、「低圧需要の最大電力は、サンプル調査（東北電力は約1,100件、四国電力は395件のデータを取得）に基づく推計値が用いられており、過大推計されていないことが確認された」としている。
- また、今般の認可申請に当たっては、東北電力は「実測データに加え、低圧需要の最大電力について負荷実態調査結果を基に適切に算出している。また、景気拡張期や後退期の織込みについて、東日本大震災からの復興需要の動きや、お客さまの新增設計画等を需要想定に見込んでおり、第22回電気料金審査専門委員会の資料において明らかにしている」とし、四国電力は「最大電力の想定は、月間の電力量想定値を基に、『電気の使用方（負荷率）』や『節電影響』を加味して想定しており、低圧需要の最大電力（20時に発生）は、負荷実態調査に基づく推計値を用いている。また、景気拡張期や後退期の織り込みについては、需要想定にあたって、実績傾向や個別企業への聴き取り調査によっており、経済指標見通しを用いていない。これは、例えば、産業用電力では、全国の鉱工業生産指数（I I P）の動きと乖離があるためである」としている。

（査定方針案該当箇所：P125）

②⑤ 過去の原価算定期間内における販売電力量（特に、供給約款に係る部分）及び原価項目について、見込み値及び実績値並びにその乖離を公表しているか。また、今後についても、同様に公表するか。

- 電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議の報告書（平成24年3月）の提言を受け、これまで自由化部門が赤字の場合のみ公表されていた部門別収支を毎年度公表するよう「電気料金情報公開ガイドライン」が改正された。平成23年度の部門別収支の公表に当たっては、ホームページ上で、過去の原価算定期間における原価項目の実績値を公表している。なお、今般の改定における原価算定期間の見込み値については、第27回電気料金審査専門委員会において両社より資料が提示されている。
- また、今後の対応について、東北電力は「今後も、必要な情報開示とわかりやすい説明に努めてまいりたい」とのことであり、四国電力は「今後も継続していく」とのことである。

販売電力の見込みと実績（東北電力、第27回電気料金審査専門委員会7－3）

（単位：百万kWh、百万円、％）

		平成20年 改定	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		想定	実績	増減率 対平成20年改定	実績	増減率 対平成20年改定	実績	増減率 対平成20年改定	実績	増減率 対平成20年改定
供給約款	電力量	24,642	24,015	▲2.5	23,738	▲3.7	24,643	0.0	22,675	▲8.0
	料金収入	589,544	580,870	▲1.5	551,916	▲6.4	563,604	▲4.4	540,807	▲8.3
【再掲】 従量電灯	電力量	20,628	20,022	▲2.9	19,824	▲3.9	20,527	▲0.5	18,887	▲8.4
	料金収入	488,222	479,455	▲1.8	456,426	▲6.5	467,727	▲4.2	448,160	▲8.2
選択約款	電力量	4,596	4,733	3.0	5,355	16.5	5,956	29.6	6,102	32.8
	料金収入	64,270	68,494	6.6	72,132	12.2	79,742	24.1	87,271	35.8
【再掲】 時間帯別 電灯	電力量	2,779	2,990	7.6	3,579	28.8	4,272	53.7	4,562	64.2
	料金収入	36,846	41,097	11.5	46,302	25.7	55,825	51.5	64,149	74.1
規制部門 合計	電力量	29,238	28,748	▲1.7	29,093	▲0.5	30,599	4.7	28,777	▲1.6
	料金収入	653,814	649,364	▲0.7	624,048	▲4.6	643,346	▲1.6	628,078	▲3.9

販売電力の見込みと実績（四国電力、第27回電気料金審査専門委員会8－3）

（単位：百万kWh、百万円、％）

		平成20年 改定	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		想定	実績	増減率 ※対平成20年想定	実績	増減率 ※対平成20年想定	実績	増減率 ※対平成20年想定	実績	増減率 ※対平成20年想定
供給約款	電力量	8,936	8,855	▲0.9	8,430	▲5.7	8,750	▲2.1	8,172	▲8.6
	料金	208,476	209,064	0.3	194,048	▲6.9	199,369	▲4.4	190,711	▲8.5
【再掲】 従量電灯A	電力量	6,627	6,541	▲1.3	6,215	▲6.2	6,474	▲2.3	6,027	▲9.1
	料金	148,952	148,765	▲0.1	137,202	▲7.9	142,527	▲4.3	135,138	▲9.3
選択約款	電力量	2,599	2,656	2.2	2,899	11.5	3,293	26.7	3,435	32.1
	料金	35,813	37,765	5.4	40,078	11.9	45,895	28.2	49,911	39.4
【再掲】 季時別電灯	電力量	1,503	1,559	3.8	1,819	21.0	2,197	46.2	2,360	57.0
	料金	21,819	23,382	7.2	26,389	20.9	32,036	46.8	35,684	63.5
規制部門合計	電力量	11,535	11,511	▲0.2	11,328	▲1.8	12,043	4.4	11,606	0.6
	料金	244,290	246,829	1.0	234,126	▲4.2	245,264	0.4	240,622	▲1.5

[新料金体系への移行に向けた情報提供等について]

②⑥ プランの変更について、各消費者が試算できるよう、工夫しているか。各消費者の使用実績を基にした各プランの値上がり幅を周知しているか。

- 東北電力は「プランの変更については、当社ホームページの中の電気料金の値上げのご説明サイト内の『ご契約メニュー変更シミュレーション』により試算いただけるようにしている。また、各プランの値上がり幅の周知については、全戸に配布している電力ニュースにより、メニュー毎の代表的な使用実績による値上げ影響額を周知している。お客さまの使用実績を基にした値上がり幅については、社ホームページの中の電気料金の値上げのご説明サイト内の『電気料金値上げ影響額シミュレーション』により試算いただけるようにしている。さらに、当社コールセンターにおいて、お客さまからの個別の問合せに応じて、プランの変更や各プランの値上がり幅についての試算（試算表の郵送含む）を行っている」とのことである。
- 四国電力は「申請日に、「値上げ申請に関するサイト」を開設し、詳細かつタイムリーな情報提供を行うとともに、お客さまご自身で「値上げ影響額」や「新料金メニューへの加入メリット」を試算していただけるツールを掲載している」とのことである。

②⑦ 省エネ、節電のインセンティブが高まる料金メニュー等が設定されているか。オール電化やピークシフトメニューによる節電インセンティブや料金節約方法は分かりやすく説明されているか。また、供給約款料金と選択約款料金の設定において、消費者にとっての平等性が確保されているか。

- 査定方針案においては、「3段階料金制度においては、1段階料金はナショナルミニマムの観点から低廉な水準に、2段階料金は平均的な電気使用の観点から平均的な料金に、3段階は省エネの観点から割高な料金に設定されているが、今回の東北電力、四国電力の申請では、1・2段階差率を縮小し、2・3段階差率を拡大している。これは、①1段階の値上げ幅を抑制することは生活に必要な不可欠な電気の使用への影響を軽減すること、②3段階の値上げ幅を拡大することは需要対策の効果があることから、妥当と考えられる」としている。

【省エネ、節電のインセンティブが高まる料金メニュー等が設定されているか。】

- 東北電力は「主にご家庭向けの従量電灯においては、1段階料金はナショナルミニマムの観点から低廉な料金を、2段階料金は平均的な電気使用の観点から平均的な料金を、3段階は省エネの観点から割高な料金を設定する3段階料金を設定している。今回の申請においては、毎日の生活に必要な不可欠な電気の使用量に相当する第1段階の値上げ幅を抑制し、省エネルギー推進の観点から第3段階の値上げ幅を大きくしている。また、夏季のピーク抑制効果によりさらなる負荷平準化を図ることを目的に、平成25年7月1日に選択約款としてピークシフト季節別時間帯別電灯を導入した。ピーク時間（夏季の毎日13時から16時）の料金を昼間時間よりも割高に設定し、ピーク時間の節電インセンティブとするとともに、あわせて電気の使用時間を移行していただくことにより、電気料金の節約が可能となる」としている。

- 四国電力は、「ご家庭などで多くご契約いただいている従量電灯においては、ご使用量の増加に伴い料金単価が上昇する三段階料金制度を導入している。生活に必要な電気のご使用への値上げ影響を緩和するため、第1段階料金の値上げ幅を相対的に小さく設定する一方、省エネルギーを推進する観点から、第3段階料金の値上げ幅を大きく設定している。また、ピーク対応料金メニューとして、平成25年7月1日から、新しい選択約款「ピークシフト型時間帯別電灯」を導入した。夏季のピーク時間（7～9月の13時～16時）の電力量料金を割高とする一方、夜間（23時～翌朝7時）を割安としており、電気のご使用を夏季ピーク時間からそれ以外の時間に、または昼間時間から夜間時間に移行していただくことで、電気料金のご負担が軽減できる」としている。

【オール電化やピークシフトメニューによる節電インセンティブや料金節約方法は分かりやすく説明されているか。】

- 東北電力は、電気料金の節約につながる情報提供として、ホームページや全戸配布した東北電力ニュースを通じ、電気を効率よくお使いいただくための省エネや節電方法などについて紹介している。
- 四国電力は、省エネや料金節約方法について、「お客さまのご負担軽減につながる『節電・省エネ方法のご紹介』や『新料金メニューへの加入シミュレーション』など、お客さまへのお役立ち情報を、当社ホームページにおいて積極的に提供している」とのことである。

【また、供給約款料金と選択約款料金の設定において、消費者にとっての平等性が確保されているか。】

- 東北電力は「供給約款は、標準的な電気の使用を前提とした料金であり、従量電灯の3段階料金制や電力需要の季節別料金制などに基つき契約種別ごとに料金を設定している。選択約款は、負荷平準化や効率的な事業運営に資する電気の使用を前提とした料金であり、夜間時間帯の供給原価などに基つき料金を設定している。また、経済産業省令に基つき、規制部門に配分された原価と供給約款および選択約款の全体の収入が一致するように設定している」とのことである。
- 四国電力は「規制部門における契約種別ごとの料金単価は、従量電灯等における三段階料金格差や、低圧電力等における季節別格差などを考慮して設定しており、夜間料金（深夜電力、時間帯別電灯等）については、夜間時間帯の供給原価をもとに設定している。その上で、規制部門の料金は料金算定規則に基つき、規制部門に配分された原価と規制部門合計の料金収入が一致するようにしている」とのことである。

（査定方針案該当箇所：P133）

⑳ 対象となる消費者に応じた適切な方法で、新料金体系及び原価項目（公租公課も含む）の増減要因等を、事前に周知・説明することになっているか。

また、情報提供に当たっては、消費者の居住地に関わりなく、適時かつ公平に広報・周知体制が取られているか。

特に、東北電力においては、被災者・被災地に対し、今般の値上げ認可申請について、丁寧な説明と理解を得るための十分な努力をしているか。

さらに、値上げ認可申請の理解のため、消費者や消費者団体からの要望に応えるとともに、積極的に説明会等の開催を提案しているか。

○ 東北電力は、「申請以降、検針時に全戸配布する東北電力ニュースや電気ご使用量のお知らせ（検針票）の裏面等を通じて、料金値上げ申請に至った背景、申請内容、経営効率化への取組み等について幅広くお知らせするとともに、プレス発表の添付資料や電気料金審査専門委員会等での説明資料をホームページに掲載している。また、各種団体さま（消費者団体、経済団体、自治体等）に対しては申請後速やかに説明の場を積み重ねるとともに、詳細なご説明を希望される一般のお客さま、各種団体さまに対しても個別に訪問の上、丁寧な説明を実施しており、5月末までに、約4,600回、約13,000名に説明している。そのうち、消費者団体に対しては、値上げ申請以降、個別訪問や消費者団体が開催する勉強会や説明会への出席など、電気料金値上げ申請についてご理解いただくため、積極的に説明を行っており、5月末までに延べ約350団体、約2,700名に説明している。さらに、お電話でのお問い合わせのお客さまについては、当社コールセンターで専用窓口を設けている他、ホームページにおいてもメールによるお問い合わせを承っている。とりわけ被災地の自治体に対しては、申請後速やかにきめ細かな説明を行い、理解活動に注力している。また、被災者の方々を含め、詳細なご説明を希望されるお客さまに対しては個別にご訪問させていただき、丁寧な説明を実施し、ご理解いただくよう努めている」とのことである。

○ 四国電力は、「値上げ申請に至った背景、経営効率化の取り組み、値上げの内容等について、ホームページ上でお知らせするほか、検針時にリーフレットを全戸配布することにより、広くお知らせしている。また、自治体、消費者団体、中小企業団体など、各種団体の皆さまに対しては、訪問等による丁寧な説明を実施しており、消費者団体等については、本部にとどまらず、支部や会員等にも対象を広げ説明会を開催している。さらに、お電話でのお問い合わせいただいたお客さまに対しても、丁寧にお応えするとともに、詳細な説明を希望されるお客さまに対しては、個別訪問による対応を実施している」とのことである。

○ 経済産業省としては、東北電力、四国電力に対しては、引き続き丁寧な周知・説明を求めている。

②⑨ また、消費者への負担に加えて、取引先、株主、金融機関等各ステークホルダーの負担についても定量的なデータを明示する等分かりやすく周知・説明することとしているか。

○ 東北電力は「電気料金の値上げによりお客さまに多大なご負担をお願いすることになるため、徹底した経営効率化を前提に料金原価を算定しており、その中で各ステークホルダーにも、様々な形でご負担をお願いすることとしている。役員については、平成23年11月から年収の最大20%の自主返上を実施しており、さらに平成24年12月からは最大40%まで深掘りし、減額後の水準で原価算入している。また、従業員についても、前回原価から23%減の642万円で原価算入している。取引先に対しては競争的発注の拡大などによる発注額の削減を、地域社会の皆さまに対しては寄付金や諸会費等の削減を実施していくこととしている。株主の皆さまには、前年度に引続き2年連続で無配とさせていただいているほか、1株当たり純資産も震災以降大幅な減少となっている。最後に、金融機関からの融資額は増加しているが、格付けが低下するなど財務リスクは高まっている」とのことである。

(億円/年)

平成25～27年度(原価算定期間)		
お客さま	・値上げ申請 規制部門:11.41%, 自由化部門:17.74%	1,980
取引先	・競争拡大等による発注価格の削減 ・工事仕様・工法の合理化, 購入電力料の削減 ほか	650 (470)
地域社会	・寄付金, 諸会費等の削減	10
役員	・役員報酬の削減(最大40%)	320
従業員	・給料手当等の削減, 福利厚生制度, 退職金制度等の見直し ほか	
合 計		980 (800)

※()内の数字は、費用換算後の値

配当等の状況 <当社の発行済み株式数:約5億株>			
株 主	配 当	60円(震災前)→24年3月末期, 25年3月末期:無配	〈累計〉600億円
	一株当たり純資産	平成22年度末:1,397円 → 平成24年度末:840円	2,800億円

		平成22年度	平成24年度	※1 R&Iの格付 ※2 長期借入金
金融機関	格 付※1	AA+ (震災前)	A+(直近)	
	年間借入額※2	1,060億円	4,100億円	

- 四国電力は「電気料金の値上げにより、お客さまには多大なご負担をお願いする一方、更なる経営合理化・効率化の実施を通じて、役員・従業員はもとより、取引先、株主等、各ステークホルダーにも、ご負担をお願いすることとしている。役員報酬については、年収を3割程度減額しており、申請原価にも減額後の水準で算入している。また、従業員においても、基準賃金や賞与のカットによる年収水準の引下げを実施しており、年収メルクマールの基準に沿って、現行水準から16%減となる645万円で原価に算入している。以上の取り組みについては、プレス発表や電気料金審査専門委員会の説明資料等で定量的なデータを公表しており、ホームページにも掲載している」とのことである。

	平成25～27年度平均	
お客さま	値上げ申請 ・規制部門：平均10.94% ・自由化部門：平均17.50%	+250 +375
取引先	・仕様の見直しや競争発注の拡大による調達・取引価格の低減 ・工事内容や実施時期の見直し ・燃料費、購入電力料の削減 など	▲237 (▲172)
地域社会	・寄付金、諸会費等の削減	▲12
役員	・役員報酬：年収を3割程度減額	▲97
従業員	・基準賃金や賞与のカットによる年収水準の引下げ ・福利厚生制度の見直し など	
合 計		▲346 (▲281)

() 内の数値は、費用換算後の値

	配当の状況	
株 主	・配当：平成25年3月期決算：60円→0円	▲124

金融機関		平成22年度	平成24年度	※ R & I の格付
	格 付※	AA+ (震災前)	AA- (直近)	
	長期借入金残高	2,655億円	3,205億円	

③⑩ (料金改定が認可される場合・料金改定後も) 消費者からの問合せ・苦情に対して、丁寧な説明(適当な場合には業務への反映)等消費者対応に万全を期しているか。

- 東北電力は「(認可された場合)出来る限り速やかに、検針時に全戸配布する東北電力ニュースや電気ご使用量のお知らせ(検針票)の裏面、ホームページ、さらには新聞への広告掲載などを通じて、料金値上げ・原価算定の概要、値上げ影響額、経営効率化への取組み等について幅広くお知らせしていく。また、各種団体さま(消費者団体、経済団体、自治体等)に対しては、申請時同様、速やかに説明を行うとともに、詳細なご説明を希望される一般のお客さま、各種団体さまに対しては個別訪問の上、丁寧な説明を実施していく。さらに、お電話でのお問い合わせのお客さまについては、引き続き、当社コールセンターで専用窓口を設けている他、ホームページにおいてもメールによるお問い合わせを承ることとしており、お問い合わせに対しても丁寧に対応していく。なお、お客さまからのお問い合わせが多いものは、よくあるご質問として当社ホームページに掲載しており、今後も適宜更新していく」とのことである。
- 四国電力は「申請日に、各県のコールセンター内に専用窓口を設置し、お客さまからのお問い合わせに対して丁寧にお応えするとともに、詳細な説明を希望されるお客さまに対しては、別訪問による対応を実施している。また、自治体、消費者団体、中小企業団体など各種団体の皆さまに対しては、訪問等による丁寧な説明を実施している。加えて、お客さまからのお問い合わせが多い事項については、ホームページの「よくあるご質問」に追加掲載している」とのことである。

[資産売却等]

③① 保有する不動産や子会社等の株式、子会社等が所有する資産の売却について、積極的に行っているか。その進捗の公表を行っているか。

- 東北電力は「社有の宿泊・体育施設は全て廃止するとともに、土地・建物は業務に支障を来さない範囲で売却し、不使用資産の処分に取り組んできた。具体的には、平成 10～23 年度に土地約 1,580 画地、建物約 470 棟を、総額約 209 億円で売却しており、この内容については、年度決算発表時に経営概況の中で公表している。今後、処分できる物件は限られるものの、引き続き、収益の確保に向け不使用資産の積極的処分を進めていくこととしており、中期計画において、社宅・寮などの旧厚生施設を中心に 42 件の売却を進める予定としている。なお、売却の進捗については、今後も経営概況の中で公表する予定である。有価証券は、電気事業の円滑かつ効率的な運営に資するために、平成 24 年 3 月末時点で 142 銘柄 720 億円の株式を保有しているが、平成 19 年度以降の 5 年間で約 30 億円の保有株式を売却している。今後も、電気事業ならびに当社グループの安定的事業運営や企業価値向上に資することが見込まれないものなどについて、市場動向等も勘案の上、売却を検討していく。また、関係会社においても、土地・建物は業務に支障を来さない範囲で売却し、不使用資産の処分に取り組んできている」とのことである。
- 四国電力は「電力の小売部分自由化が始まった平成 12 年度以降 23 年度までの 12 ヶ年で、事業所の統廃合やそれに伴う社宅・寮の廃止により不要となった土地等の資産、約 290 件、約 14 万㎡、約 40 億円を売却した。今後の取り組みとしては、当社が保有する電気事業の運営に直接係わらない資産の数は限られていること、四国域内の地価も大都市圏と比較して低調に推移していることなどから、資産売却による大幅な収益を期待することは困難であるが、引き続き、事業所や社宅の廃止など、設備の廃止により不使用となる資産について積極的に売却を推進し、今後 3 ヶ年において、約 7.4 億円を売却する予定である」とのことである。
- なお、電気料金については電気事業に要する費用を積み上げて総原価を算定するものであり、電気事業資産以外の資産については、原価と直接的な関係はないが、査定方針案においては、「更に、子会社・関係会社に対しても、本社並の経営合理化を求めるため、今後の契約取引に係る費用のうち一般管理費等のコスト削減可能な部分について、出資比率に応じ、本社と同様に東北電力は 10%、四国電力は 10.5%の追加的コスト削減を行うことを前提に原価を減額する」としている。

(査定方針案該当箇所：P7)

③② 電力会社本体が行う附帯事業について、電力事業に負担となるような事業については、必要な見直しがなされているか。

- 東北電力は「当社は、燃料調達、エネルギーに関するノウハウ等、有形無形の経営資源を有効活用することで、附帯事業は営業利益を計上している。(平成 22 年度で 4 億円、平成 23 年度で 4 億円、平成 24 年度で 6 億円)」とのことである。
- 四国電力は「既存の設備や燃料調達、エネルギーに関するノウハウ等、有形無形の経営資源を有効活用することで効率的な附帯事業運営を行い、黒字を確保している(平成 22 年度で 10 億円、平成 23 年度で 1 億円、平成 24 年度で 6 億円)。なお、各事業の運営状況を精査し、適宜事業の見直しを行っている」とのことである。

- なお、電力会社が行う附帯事業に係る費用は、電気事業と適正に区分することが電気事業会計規則で定められており、附帯事業に直接関係するものはもとより、電気事業と共通する費用や設備についてもそれぞれの使用割合により区分し、電気料金原価から控除している。資産については、電気事業に必要かつ有効なものであるかについて、特別監査において確認を行うこととなっており、附帯事業に係る資産については電気事業資産の対象外と整理される。

[電灯需要の伸び予測、最大電力量想定及び節電予測について]

③ 次のような観点も踏まえて、最大電力量の根拠として、特に節電を行うことによる影響をどのように見込んでいるのかについて、明確かつ合理的に説明されているか。

(1) 需給逼迫への対策として行われた節電要請の継続や他の代替エネルギー自給の流れ、値上げによる負担増回避のための節電等が需要の伸びに与える影響。

- 東北電力は「節電影響については、無理のない範囲での節電が今後も継続するものと見込み、アンケート調査結果などを踏まえてその定着量を想定している。他の代替エネルギー自給の流れについては、過去の最大電力実績に包含されており、先行きの想定についても、過去の実績傾向並みに最大電力の低減という形で織込まれている。また、電気料金値上げと電力需要の関係については、今後の需要動向を踏まえてその影響把握に努め、将来の需要想定に活かしていきたい」としている。
- 四国電力は「節電影響については、無理なくご継続いただけるものをアンケート等によって確認し、定着すると想定している。他の代替エネルギー自給の流れについては、過去の最大電力実績の中に含まれており、先行きの想定においても、過去の実績傾向並みに、最大電力の低減という形で織り込まれていると考えている」とのことであり、「需要抑制の深掘りに伴う短期的な料金への影響について、一定の仮定をおいて試算した結果、規制部門の料金はわずかに上昇する」としている。

(2) 節電予測について、電力会社が行ったアンケート結果の評価。

- 東北電力は「節電の継続率に係るアンケート調査結果について、第22回電気料金審査専門委員会の資料において明らかにしている。その結果は、他の電力会社が行った調査結果との間に大きな差は見られず、妥当性を有していると考えている」とのことである。
- 四国電力は「節電の継続率に係るアンケートについては、政府でも同様のアンケートが実施されているところ、継続率が高い政府アンケートの結果を採用した」とのことである。

<節電の継続率>

	東北電力	四国電力	参 考					
			最近の例		政 府 (※)			
			関西電力	九州電力	北海道電力	関西電力	四国電力	九州電力
大 口	66%	50%	52%	58%	57%	55%	68%	60%
小 口	66%	60%	66%	68%	69%	68%	74%	78%
家 庭	68%	70%	81%	78%	70%	71%	76%	78%

※ 第8回需給検証委員会（平成24年10月19日開催）資料3-1抜粋（対象は上記4社）

(3) 定着する節電量の想定。(一定量とするか、一定率とするか。)

- 東北電力は「昨秋の需給検証委員会において議論された節電定着の考え方に基づき、アンケート調査結果を踏まえ、平成25年度以降も一定量で節電が継続するものと想定している（平成24年度夏季の節電実績80万kWのうち、50万kWが継続すると想定）」とのことである。
- 四国電力は「昨秋の需給検証委員会において、節電影響は、今後、お客さまのアンケートに基づく継続率で「定着する」という考え方が検証されており、上記のアンケート結果を踏まえ、平成25年度以降も一定率で継続するものと想定している（平成24年度夏季の節電実績44万kWのうち30万kW）」とのことである。

③④ 供給予備力はどのような根拠で算出されるのか明らかにされているか。また、仮に、予備力を上回る電気供給を行わなければならなくなった場合、その対応はどのようなものか明らかにされているか。

- 東北電力は「供給予備率とは、需要に対する必要な供給余力を示す指標であり、その考え方は、気象条件などによる需要変動、電源の計画外停止や降雨等に伴う水力発電の出力変化といった計画策定時点では予測し得ない事態が発生しても、供給力が不足することがないようにするものであり、今回の計画では、最大3日平均電力需要に対し少なくとも8%程度の予備率確保を目標に策定している。一方、平成25年4月に今夏の全国的な需給状況検証するために、国が設置した需給検証小委員会において、瞬間的な電力の需要変動に対応するためには、最低でも3%の予備率を確保することが必要とされており、仮に平成22年並の猛暑が発生した場合の需要に対しても、3%以上の予備率を確保している。また、仮に電力需要が供給力を上回るおそれがある場合には、市場からの電力調達、追加の融通受電などの対策を講じるほか、これらの対策に係わらず需給がひっ迫するおそれがある場合は、お客さまに緊急節電の要請をするなど、実需給の直前まで需給両面の対策に取り組んで参りたい」としている。
- 四国電力は「電力の安定供給を維持するためには、電源のトラブル停止、渇水による水力供給力の低下、気温上昇による電力需要の急増などの需給変動リスクが発生した場合でも、供給力不足とならないように、電力需要に対し、一定の余裕(=供給予備率)を確保しておく必要がある。需給変動に対応するために必要な供給予備率は、過去の電源のトラブル停止実績や需要変動実績等にもとづく統計的手法によれば、少なくとも8%程度の予備率が必要。今回計画においては、これまで原子力発電所の停止によって高稼働となっている老朽火力発電所の設備状況を考慮するとともに、年間で最も電力需要が大きく気温の影響による需要変動リスクが大きい夏季の電力供給に万全を期すため、夏季はなるべく電源の停止作業を避けるよう計画している。また、仮に、電力需要が供給力を上回るおそれがある場合には、補修作業の延期、追加の融通受電、市場からの電力調達、報道機関や『緊急時の節電お願いメール』配信等を通じた緊急節電の要請など、需給両面の対策を実需給の直前まで取り組む」としている。

- 査定方針案においては、「四国電力の供給予備率が需給運用上求められる供給予備率を上回っていることが確認されたが、原子力発電所の再稼働の見通しが申請時点の仮定に基づくものであることから、安定供給の責任を担う電力会社として高めの供給予備率を持っていても、直ちに問題であるとは言えない。むしろ、十分な供給予備力を前提とした場合、他の電力会社等に継続的に販売することは困難であっても、卸電力取引所取引を最大限活用することは可能と考えられることから、販売電力料において、電力システム改革専門委員会で表明した自主的取り組みの内容を踏まえた料金原価の低減努力が織り込まれているかを確認すべきである」としている。

(査定方針案該当箇所：P62)

[適切な審査等]

③⑤ 消費者への情報提供の内容に関し、消費者等からの意見を踏まえた継続的な改善をしていくことにしているか。

- 電気料金の認可プロセスについては、平成24年3月にとりまとめた「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」報告書や、消費者委員会・消費者庁の提言内容を踏まえ、料金審査プロセスを改善するとともに、その後の経験も踏まえて見直しを行っている。
- 現在、電気料金審査専門委員会の委員には、消費者問題の専門家にご参加いただくとともに、電気料金審査専門委員会の審議についてはインターネット中継を行っている。また、電気事業法上、開催が求められている公聴会については、約2ヶ月の募集期間を設けるとともに、消費者団体等を通じ1,025団体に周知の依頼を行った結果、公聴会における意見陳述人は、仙台会場が27名、高松会場が13名であった。また、公聴会には、電気料金審査専門委員会の委員も2日間累計で延べ10名ご参加いただいた。
- なお、電気料金の適正性について国民の皆様のご理解を得るためには、徹底した情報公開を含め、透明性の高いプロセスが重要。引き続き、消費者庁・消費者委員会の意見も聴きながら、継続的な改善に努めてまいりたい。

③⑥ 公聴会終了後の審査プロセスにおいても、一層の情報公開を行うことにしているか。例えば、査定方針案の公表を計画しているか。

- 電気料金審査専門委員会及び電気料金審査専門小委員会においては、全て公開の下で御審議いただいた。7月24日に開催された第3回においては、審査専門小委員会の査定方針案が提示・公表されたところ、最終的な査定方針についても公表することを予定している。

③⑦ (料金改定が認可される場合) 改定された料金の実施時期は、改定に関する消費者の理解の浸透状況を踏まえたものとなっているか。

- 新料金の実施時期についても査定対象であるが、電気料金の値上げについては、消費者庁に協議することが求められているところ、当該プロセスの中で判断することとしたい。

[今後、中長期的に取り組むべき事項]

③⑧ 消費者が電気料金を理解するに当たって、電力事業、核燃料サイクル政策を含めたエネルギー政策の今後の在り方は消費者の重要な関心事項であり、十分な説明と情報提供をすることになっているか。

- 今後のエネルギー政策については、いかなる事態においても国民生活や経済活動に支障がないようエネルギー需給の安定に万全を期すことが大前提。原子力の位置づけを含めたエネルギー政策全般については、現在、総合エネルギー調査会基本政策分科会においてエネルギー基本計画の議論がなされており、年内を目処にとりまとめる予定。エネルギー政策の議論に当たっては、情報公開に努めると共に、国民の皆様の意見を幅広く集められるように工夫していきたい。